

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 北米編 －

(2025年11月～2026年2月実施)

2026年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

4. 北米地域

* カナダ	1
* 米国	6

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	北米関税制度の高い原産率	・関税ゼロとできるUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の原産率基準は高く、関税を考慮してもアジアからの輸入品の方が安価なため現地調達は増えず、また関税コストが北米企業の利益押し下げの一因となっている。	継続	・北米経済の活性化のため原産率引下げの検討をして頂きたい。	・米国・メキシコ・カナダ協定
2	自動部品	カナダ政権による関税政策	・カナダ、米国、メキシコの関係会社間で構成部品を売買しているため、既に米国追加関税でコストが増加している中、カナダによる追加関税によりコストがさらに増加し、お客様の負担が増える可能性あり。	新規	・従来のUSMCAに沿った関税撤廃と緩和の継続。	
3	日機輸	カナダ国内で未製造の鉄鋼製品に対する関税賦課	・カナダの鉄鋼関税措置は、当社が日本国内で製造する特定の高級鋼管にも適用される。これらはカナダ国内では生産不可能な製品、あるいは理論上は強制的に生産可能だが実際には国内で製造されていない製品である。 関税コストはカナダ国内の顧客が全額負担するため、カナダでインフラプロジェクトを推進する企業が最終的に負担を強いられることになる。 さらに、日本とカナダは既に自由貿易協定を締結しており、WTOの観点から、この措置は国際法に対する重大な違反と見なされる可能性がある。 こうした理由から、12月初旬の経団連代表団訪問時に、関係大臣に対し日本製品の措置免除を直接要請した。 加えて、現在、経済産業省を通じてカナダ政府に正式な要請書を提出している。今後3カ月以内に何らかの調査結果が示される見込みである。	新規	・カナダの鉄鋼関税は、国内で製造されていないにも関わらず、日本の高級鋼管製品に適用されている。この関税はカナダのインフラプロジェクトのコストを押し上げ、日加FTAやWTOルールに違反する可能性がある。日本は正式に免除を要請しており、調査結果は3カ月以内に発表される見込み。	・両国間の関税を撤廃または削減する日本・カナダ経済連携協定（FTA）
4	日鉄連	鉄鋼・派生製品に対する関税割当制度	・2025年6月27日、米232条措置により米国向け鉄鋼製品がカナダに還流する懸念高まりへの対処のため、関税割当制度(TRQ)の導入を発表。 －2025年7月20日、鉄鋼産業に対する新たな支援策において、6月27日に発表したTRQ制度の強化を公示。FTA非締結国のTRQを2024年分の100%から50%に削減。FTA締結国には2024年の水準の100%相当のTRQを設定、TRQ超過分には50%課税（∴日本も対象）。 －2025年12月11日、米国の貿易政策の急変による影響を回避し、米国依存から脱却して強靱で自立した経済を構築することを理由として本制度を改正。12月26日よりFTA非締結国のTRQを2024年の輸入量の50%から20%へ削減、FTA締結国については100%から75%へ削減。また、特定の鉄鋼派生製品の全価値に対して25%の関税を賦課。	新規	・措置撤廃。	
5	日鉄連	アンチダンピング措置	・2016年10月20日、大径溶接ラインパイプアンチダンピング調査（AD）において、カナダ国際貿易裁定委員会（CITT）が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 －2021年9月27日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 －2022年2月4日、カナダ国境サービス庁（CBSA）が措置延長の最終決定。 －2022年8月3日、CITTが措置延長の最終決定。	継続	・措置撤廃。	
6	日鉄連	アンチダンピング措置	・2017年5月3日、鉄筋用棒鋼アンチダンピング調査（AD）において、カナダ国際貿易裁定委員会（CITT）が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。	継続	・措置撤廃。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			-2022年3月29日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 -2022年8月26日、カナダ国境サービス庁（CBSA）が措置延長の最終決定。 -2023年2月2日、CITTが措置延長の最終決定。			
7	日鉄連	アンチダンピング措置	・2020年3月13日、厚板に対し、1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 -2022年9月8日、カナダ国際貿易裁定委員会（CITT）がカナダ財務省の損害有無のレビュー要請に対して、損害の脅威が継続する旨、公示。 ・2025年7月10日、厚板に対し、2度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 -2025年12月17日、CITTがカナダ財務省の損害有無のレビュー要請に対して、損壊の脅威が継続する旨、公示。	継続	・措置撤廃。	
8	自工会	USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)見直し	・USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）は、弊社を含む日系OEMの北米投資を後押しし、米国の製造基盤強化に大きく貢献。米国、メキシコ、カナダの三国間の分業体制により、生産効率を高めつつ、米国の輸出拡大と消費者メリットを実現。USMCAは今年7月に見直しが予定されているが、現行の条件での延長を希望する。	新規	・USMCAの現行条件での延長。	
9	医機連	ケベック州輸入品へのフランス語表記義務・独自規制	・Quebec Bill 96の施行により、ケベック州に入る全ての製品や印刷物にはフランス語表記が必要となる。完全施行する25年6月までの対応が難しい場合、販売ができなくなる可能性がある。	継続	・フランス語表記対応不要。 ・同規制の完全施行延期。	
10	医機連	鉄道会社と労働組合の労使交渉の決裂・ストライキの発生	・カナダの鉄道会社の乗務員組合によるストライキにより国内の陸送遅延が発生。陸送遅延によるコンテナターミナルでの輸出入作業の滞留も併せて発生。	継続	・カナダ政府の早期介入。	
5. 税制						
1	医機連	税制の煩雑	・米国－カナダ間における関税はないものの、カナダの消費税の仕組みは煩雑で、米国からカナダのディーラーに販売する際は、消費税の請求が必要となる。 これがカナダ企業にうまく理解されず、税金の支払いを拒否してくる会社には米国内渡して取引せざるを得ないケースがある。	継続	・カナダ税制の簡素化。 ・カナダ企業への税制周知。	
2	日機輸	連結納税制度の未導入	・連結納税制度もしくはグループ納税制度（企業グループ法人間での損益通算による法人税申告）は、米国、英国、EU諸国、オーストラリア、シンガポール、日本等の先進諸国の多くにおいて導入しているが、カナダでは導入しておらず、個々の法人が納税主体となる。	継続	・多様な企業形態のある状況下、連結納税/グループ納税が認められないのはビジネスの展開にも影響しかねず、導入（選択可）されることが望ましいと考える。	
3	自動部品	出張者の個人所得税に対する源泉徴収	・カナダで就労する従業員に対する報酬については、カナダで源泉徴収義務が発生するが、日加租税条約に基づき、一定の要件を満たせば免税となる。従って、日本本社からカナダ現地法人への短期出張者は原則免税であるが、その恩典を受けるためには事前の申請手続きが必要であ	継続	・日加租税条約で要件を満たす短期出張は免税と取り決められているため、それに従って、一旦納付して後	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			り、それが無い場合は一旦個人所得税に掛かる源泉税を納付したうえで、後から還付申請する必要がある。 事前申請手続き、あるいは一旦納付した後の還付申請手続きが非常に煩雑で工数も掛かるため対応に苦慮している。また還付金としてチェックが発行されるため、日本国内で換金が困難な状況にある。		から還付申請するといった煩雑な手続きを排除して頂きたい。	
4	日機輸	借入保証料・配当に対する源泉税徴収	・現在のカナダ税制においては、親会社に対し借入保証料の支払を行う場合、カナダにおいて源泉税10%が課される。 米国では日米租税条約により、支払側国において保証料に対し源泉税を課さない旨合意されている。 カナダにおいては、日加租税条約には明記がなく、カナダ税制において保証料に関する規定（国外関係者への保証料支払いには源泉税を課す旨）がなされている。	継続	・国が異なるとはいえ、諸点で北米（米、加）としてとらえられることの多い状況下、本件税制について、日加租税条約において源泉税納付の対象外とする動きがあってもよいのではないかと思う。	・カナダ税法212(1)(b) ・日加租税条約第11条 ・日米租税条約第21条 (2004年改正、その他所得に保証料が含まれる、その他所得は受益者国のみで課税)
5	日機輸	借入保証料・配当に対する源泉税徴収	・現在カナダ税制においては、25%以上持分の親会社に対する配当の源泉税は日加租税条約で軽減されてはいるものの5%がかかる。 一方米国では日米租税条約により50%以上かつ6ヶ月以上保有持分の親会社に対する配当の源泉税は免除されている。	継続	・国をまたいだ投資を促進するためにも、親会社配当にかかる源泉税はなくなっていくことが妥当と考える。	・日加租税条約第10条 ・日米租税条約第10条 (2019年改正)
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標出願審査の遅延	・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5～17か月であるのに対して、カナダでは約38か月となっており、審査期間が長すぎる。	継続	・審査期間の短縮化を要望する。	・商標法など
2	日機輸	商標出願審査の遅延	・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5～17か月であるのに対して、カナダでは約38か月となっており、審査期間が長すぎる。	継続	・審査期間の短縮化を要望する。	・商標法など
3	製薬協	特許医薬品の価格抑制 (PMPRB規制・ガイドライン運用)	・2019年8月21日に公示された特許医薬品価格設定に対する抑制効果の強化を目的とした改正特許医薬品規制（Patented Medicines Regulations）の最終規則では、リポート後の価格の報告が義務付けられるという条項が含まれていたが、連邦裁判所およびケベック州高等裁判所より無効と判断されたため、修正が行われ、2022年7月1日に施行された。 この規則改正は、参照国バスケットの見直し等を通じて、従来規則よりも薬価の低い国を参照国としたり、薬価算定の指標を追加するなど、依然、特許医薬品の価格を過度に低く抑制する可能性がある。加えて、暫定ガイダンス等の運用により国際比較（中央値等）が実務上重視されている。2023年9月、特許医薬品価格監視機関（PMPRB：The Patented Medicine Prices Review Board）は暫定ガイダンスを最終化した。これはPMPRBの過剰価格基準と整合しない。 これらの変更は、カナダ国内での新薬の導入を遅延または阻害し、日本企業の事業機会も阻害されることが懸念される。また、日本を含む他国の医薬品価格や技術革新にも悪影響を及ぼす可能性がある。 PMPRBは2025年6月30日に新ガイドライン（Guidelines for PMPRB Staff）を公表し、2026年1月1日から適用開始（効力発生）した。新ガイドラインは、国際比較等を用いた二段階（初期/年次レビュー	変更	・特許医薬品の価格を過度に抑制する運用（閾値設定・指標運用等）を回避し、新薬アクセスとイノベーション促進を損なわないよう、透明性・予見可能性・手続的公平性を確保されたい。	・PMPRB News Release(2025/6/30：新ガイドライン公表、2026/1発効) https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/news/2025/06/pmprb-releases-new-guidelines-to-monitor-and-review-drug-prices.html

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(Initial/Annual Review) → 深掘りレビュー (In-Depth Review)) のレビュー手続を説明しており、運用次第で上市判断への影響が継続し得る (※PMPRB Staffによる価格モニタリング・審査およびヒアリング勧告に関する手続運用の枠組み)。			
4	製薬協	特許医薬品の価格抑制 (PMPRB規制・ガイドライン運用)	・ 2019年8月21日に公示された特許医薬品価格設定に対する抑制効果の強化を目的とした改正特許医薬品規制 (Patented Medicines Regulations) の最終規則では、リポート後の価格の報告が義務付けられるという条項が含まれていたが、連邦裁判所およびケベック州高等裁判所より無効と判断されたため、修正が行われ、2022年7月1日に施行された。 この規則改正は、従来規則よりも薬価の低い国を参照国としたり、薬価算定の指標を追加するなど、依然、特許医薬品の価格を過度に低く抑制する可能性がある。2023年9月、特許医薬品価格監視機関 (PMPRB : The Patented Medicine Prices Review Board) は暫定ガイダンスを最終化した。が、依然として「中央値以下」の特定の価格ポイントを設定しており、これはPMPRBの過剰価格基準と整合しない。PMPRBは2024年末迄にドラフトガイドラインを発表し、その後意見募集を行い2025年に最終化する予定である。これらの変更は、カナダ国内での新薬の導入を遅延または阻害し、日本企業の事業機会も阻害されることが懸念される。また、日本を含む他国の医薬品価格や技術革新にも悪影響を及ぼす可能性がある。	変更	・ 特許医薬品の価格を過度に抑制する条項の削除を求めたい。	・ 2019年8月21日公示、改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations) ・ Draft Guidelines https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultations.html ・ Draft Guidelines 2022 https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultations/2022-proposed-updates-guidelines.html
5	製薬協	医薬品特許の行使機会の制限(PM(NOC)制度におけるestoppel等)	・ カナダでは、2017年9月の規則改正により、新薬の販売承認保持者とジェネリック申請者との間の訴訟手続が大きく変わった。とりわけ、Health CanadaのPatent Registerに掲載した特許のうち、ジェネリック申請者から通知受領後、所定期間 (通知 (NOA) 送達後45日) に開始する訴訟の対象としなかった特許については、原則として (新薬の販売承認保持者又は特許権者が提訴の合理的な根拠を持っていなかった場合を除き)、後日に特許権者が特許侵害訴訟を提起できなくなる (estoppel) が、これは特許権の正当な行使の機会を制限するものである。	継続	・ estoppel条項を削除して、特許権の正当な行使の機会を保証して頂きたい。	・ The Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations, Subsection 6.01(および6(1) : 45日) https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/sor-93-133/Fulltext.html ・ Health Canada Guidance 改訂(2025/1/14) ・ (周辺)規則改正 (Amendments : SOR/2024-241, 2025-01-01)
6	製薬協	医薬品特許の行使機会の制限(PM(NOC)制度におけるestoppel等)	・ カナダでは、2017年9月の規則改正により、新薬の販売承認保持者とジェネリック申請者との間の訴訟手続が大きく変わった。とりわけ、Health CanadaのPatent Registerに掲載した特許の内、ジェネリック申請者から通知受領後、所定期間に開始する訴訟の対象としなかった特許については、原則として (新薬の販売承認保持者又は特許権者が提訴の合理的な根拠を持っていなかった場合を除き)、後日に特許権者が特許侵害訴訟を提起できなくなるが (estoppel) 、これは特許権の正当な行使の機会を制限するものである。	継続	・ estoppel条項を削除して、特許権の正当な行使の機会を保証して頂きたい。	・ the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations, Subsection 6.01
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	連邦法と州法の不一致	・ 連邦法と州法、また米国連邦法に準拠している場合でも、例えば表示の要求など詳細が異なる場合があり、それぞれに対応するために、各々	継続	・ 完全統一規制にしていだきたい。	・ Energy Efficiency Regulation (Federal)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			の法文を読み込んで、詳細要求を理解した上で対応する必要があるため、時間やコストが無駄に発生する。			Regulations issued by Natural Resources Canada (NRCan) ・ ENERGY AND WATER EFFICIENCY - APPLIANCES AND PRODUCTS (Ontario) ・ Energy Efficiency Standards Regulation (British Columbia) ・ Regulation respecting the energy efficiency of electrical or hydrocarbon-fuelled appliances (Quebec)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2019年1月31日、トランプ大統領が「Strengthening Buy-American Preference for Infrastructure Projects」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対し、インフラ事業に関する米国製品購入の最大化に向けた方策について大統領令署名から120日以内に大統領へ報告するよう求めている。また、各機関に対し、大統領令署名から90日以内にnew Federal financial assistance awards需給者に対して最大限の米国製品の利用を奨励するよう呼びかけている。	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	
2	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2019年7月15日、トランプ大統領が「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」という米国製の製品や材料を最大限に活用する大統領令に署名した。 今回の大統領令では、連邦政府機関の調達規則を監視・監督する連邦調達規則（FAR）審議会に対し、180日以内にバイ・アメリカン法の目的を最も効果的に達成するための方策を検討し、パブリックコメントを募集することを定めている。	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	
3	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2020年9月14日、連邦調達規則（FAR）審議会は、「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」のバイ・アメリカン法（Buy American Act: BAA）要件を実施するための規則案を公示。この規則が採択されれば、FARパート25が改正され、BAAの対象となる最終製品に占める国内部品の割合が大幅に増加することになる。	継続		
4	製薬協	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・トランプ第一次政権において2020年8月6日に、必須医薬品等の米国での製造を確保する大統領令が発表され、Covid-19パンデミックによる、医薬品、医療用品の確保の危機管理強化も手伝い、米国からの外国製品排除や、原材料のグローバルサプライチェーンの混乱がおきた。また、2021年1月25日バイデン前大統領が、“MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”に署名し、米国製認定の基準を強化、海外企業からの政府調達のwaiver発行もより厳しく制限されることとなった。 2025年1月に誕生したトランプ第二次政権でも、「アメリカ第一主義」が掲げられ、米国製品の過度な優先調達、優遇が進められ、日本企業がアメリカ国内での競争力を失うことが懸念される。	継続	・過剰な国内製品優先調達の推進を防止して頂きたい。	・2020年8月6日署名 Executive Orders on “Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in the U.S.” ・2021年1月25日発表“MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”
5	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2021年1月、バイデン大統領が政府調達規則の厳格化と、ホワイトハウスに高官ポストを新設し、規則順守に関する監視を強めるとする大統領令に署名。バイ・アメリカン政策強化のために、ホワイトハウス内の行政管理予算局（OMB）に、政府横断でバイ・アメリカン政策の実施を監督する部署と高官ポストを新設するとした。政府調達規則については、以下の二点が変更される。 ①例外適用の厳格化：各政府機関の判断に委ねていたのを、OMBの新設ポストに一元化する。例外適用を求める政府機関は事前に、OMBへ申請し承認を得なければならない。申請内容も公開される。 ②政府機関が調達する製品における国内調達比率の引き上げ：1933年バイ・アメリカン法を根拠とする連邦調達規則（FAR）25条「製品価格のうち50%を超える部分が米国で製造されている」ことが要求されていた	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			が、その比率を引き上げる。 2022年10月、バイデン政権はバイ・アメリカン政策強化を目的とした連邦調達規則の改正に関する最終規則を発表。国内調達要求の基準比率を最終的に75%へ引き上げるとした。「国内建設素材」「国内最終製品」の認定における基準比率が、2022年10月25日から60%、2024～2028年の5年間は65%、2029年以降は75%に引き上げられる。			
6	日機輸	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・トランプ政権は2026年に「バイ・アメリカン」ルールを強化し、調達対象の100%を国内で調達することを目標とし、連邦政府が資金を提供するインフラプロジェクトに厳格で段階的な要件を課す。主要な2025年から2026年のルールでは、米国内での組み立てと国内コストの最低基準を義務付ける「工業製品一般免除」が撤廃される。	継続	・個々の州の規則を把握し、具体的な定義について明確にし、新たに提案された規則や閾値に最も影響を受ける事業部を理解し、当社製品に対する公式な免除や例外を要求する。	・ Individual States ・ Congressional Statements ・ White House
7	製薬協	最恵国待遇、あるいは国際価格参照による医薬品価格の過度な抑制	・トランプ大統領の前政権時の2020年9月13日に医薬品価格における「最恵国待遇（MFN）」に関する大統領令に署名している。その運用を規定する「MFN支払いモデルに関する暫定最終規則」（11月20日CMS発表）は、メディケアパートB（高齢者向け公的医療保険）支払額上位50の医薬品の価格をOECD加盟国22か国中最低水準に抑える内容であった。前政権時は差し止めとなったが、2025年1月にトランプ大統領が再任され、本政権下においても同様の規則が再び提案されている。これらの施策が適用された場合、著しく米国内の医薬品価格が抑制され、将来の新薬イノベーション創出が阻害され、その結果として米国の患者さんに医薬品が届かなくなることが懸念される。日本企業にとっても米国は重要な市場で世界最大の投資先であり、本ルールの適用は米国事業展開に大きな影響を与える。	継続	・最恵国待遇、あるいは国際価格参照（海外の薬価の低い国の価格を参照する）による米国での過度な医薬品価格抑制が採用されないようお願いしたい。	・2020年9月13日Trump大統領署名、医薬品価格における「最恵国待遇(MFN)」に関する大統領令 ・11月20日CMS発表「MFN支払いモデルに関する暫定最終規則」 ・2025年11月6日CMS発表「GENEROUS Model（メディケイド対象、2026年1月から5年間、任意参加）」 ・12月19日CMS発表「GLOBE Model（メディケアパートB対象、2026年10月から5年間、強制参加）」「GUARD Model（メディケアパートD対象、2027年1月から5年間、強制参加）」
8	製薬協	The Inflation Reduction Actによる医薬品価格の過度な抑制	・2022年8月、バイデン大統領署名、発効された「The Inflation Reduction Act」では、メディケア（高齢者向け公的医療保険）の対象品目の医薬品価格に関して、政府が製薬会社と直接交渉を行い、「最大公正価格」（MFP）として合意した価格がその後適用される規則が盛り込まれた。本規則は、最初の承認取得後、低分子医薬品が9年、バイオ医薬品が13年で適用され、新薬の研究開発戦略に大きな影響を与え、イノベーションを阻害する恐れがある。日本企業発の製品も対象となりうることから事業機会の損失にもつながる可能性がある。	継続	・米国への日本企業の投資を継続するためにも、トランプ政権下でのメディケア直接価格交渉の改革、少なくとも対象医薬品の拡大をお願いしたい。	・2022年8月16日バイデン大統領署名 Inflation Reduction Act of 2022
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・米国の時計の関税は、複雑な関税体系と定額税・従価税の併用に加え、2025年より米国相互関税の適用を受ける。 一方日本の時計輸入関税は1983年よりゼロである。	変更	・輸入関税の早期撤廃を要望する。	・1930年関税法 ・米国統一関税率表

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	・ 輸入関税算定方法の複雑性： 一時計に関し、関税率はムーブメント、ケース、バンドと部品毎に設定されている。ムーブメントの関税は定額、その他の部品の関税は定率となっている。 一時計に関し、1999年3月に発表されたITCの関税簡素化のための報告書には、依然として6桁分類に統一されておらず、8桁分類に依存し、サイズ分類、価格分類が残存しており、また、ムーブメントに対する定額税の問題は、簡素化されていない。 （報告書原文） 米国政府は、時計の関税率算定方法についての日本国政府の懸案を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する。	継続	・ 完成品に定率の関税に課する方式に簡略化することを要望する。	・ 1930年関税法 ・ 米国統一関税率表
3	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	・ 輸入関税算定方法の複雑性の結果、Statistical Notesとして完成品腕時計であればムーブメント、ケース、バンド/ストラップ/プレスレット、電池毎に8桁のHSコードにさらに2桁の統計用枝番（Suffix）をつけ、関税計算用に価格を分解表示することが求められている。また統計目的としてそれぞれの数量を申告するように義務づけられている。 これにより米国の通関統計は6桁で集計すると数量が時計完成品の総数より大きく増え、正確な完成品個数を把握するには加工が必要になる。 しかし、完成品時計によっては複数のムーブメントを使用する物や、複数のケースを使用するもの、交換用バンドを同梱する物等があるため、統計上正確な完成品個数が取れず、統計的には障害となる。	継続	・ 通関申告の書式を他のWTO加盟国に合わせると同時に、Additional U.S. NotesのStatistical Notesを廃止し、削除して欲しい。	・ Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF ・ Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements
4	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	（対応） ・ 日本政府は、2002年～2005年、日米規制改革イニシアチブにおいて、時計についてHS6桁ベースで分類し、当部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式に改め、完成品に対して一律の関税率を規定することを米国政府に要請した。また、2005年12月、日米貿易フォーラムにおいても要請を行った。これ等に対し、2004年6月日米規制改革イニシアチブ報告書で、本件について米国政府の問題認識が確認され、議論を継続する旨、明記された。一方、2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、2009年10月に行われた日米貿易フォーラム、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、未だ改善が見られない状況である。	継続		
5	日機輸	特惠関税制度 (GSP)の終了	・ GSPは2020年12月に失効した。議会が通商政策への関与を後退させていることを考えると、GSPが更新される可能性は不透明だ。当社はインド、タイ、インドネシアの製品が影響を受けている。選挙の年にGSPが更新される可能性は低く、関税が適時的に復活するかどうか不明だ。	継続	・ 同じ工場の同じ製品を低い関税率で利用できるように、限定された新しい制限でGSPを復活させることを追求する。	・ Congress ・ USTR ・ Commerce
6	日農工	各国からの輸入時の関税賦	・ 各国の輸入税によるコスト増と関税の度重なる変更。 国外から輸入する機械、アルミや鉄などの鋼材の費用などに影響。	変更	・ 追加関税の撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		課	物によっては通関に必要な時間が長くなっている。 関税に関連する作業処理時間が明らかに増えている。			
7	製薬協	医薬品への関税導入の懸念	・トランプ第二次政権では、世界中の国々に対して、様々な品目で関税（相互関税等を含む）が大統領令の下、適用されている。関税対象には、医薬品にも含まれている。 医薬品全般あるいはその原薬などについて関税が導入された場合は、米国国内の医薬品価格の更なる高騰を招くばかりでなく、米国国内の医薬品不足がさらに深刻になることが懸念される。 なお、医薬品については日米貿易関係の中で明らかな輸入超過の状況である。日本企業にとっては、米国国内に製造拠点が置く企業の製品との価格競争力の低下により、さらに事業機会を失うリスクが考えられる。 ※1994年のウルグアイ・ラウンド交渉時の合意（医薬品関連産物の関税撤廃）と反するものとする。	継続	・ 医薬品に対する新たな関税の導入を阻止して頂きたい（関税の対象から医薬品が除外されるよう要望する）	・ 2025年7月22日：日米関税交渉により相互関税15%合意 ・ 7月28日：米EU貿易協定締結。 ・ 7月31日：日本を含む69カ国・地域に相互関税についての大統領令 ・ 8月21日：米EUの通商協議を通じた合意に関する共同声明を発表 ・ 9月4日：日米合意を履行する大統領令を発表
8	自動部品	中国産品への追加関税の賦課	・ 中国から米国への輸入品に対し高率の関税がかかっており、コストアップ分の費用負担協議を顧客・サプライヤーを行っているものの、自社で負担せざるを得ない状況もあり、業績の悪化要因になっている（301条）。 ー現在適用されている関税免除措置以外に、新たな関税免除を申請するための制度は現時点では存在していない	変更	・ 追加関税の緩和・撤廃の検討をして頂きたい。	・ 通商法301条
9	電機工	中国産品への追加関税の賦課	・ 当社製品の米国市場へ輸入する製品において中国で製造、組み立ての量または役務の内容によっては、日本企業の製品であっても米国の対中追加関税の対象となるため当地における製品競争力の低下が危惧される。	継続	・ 製造国だけでなく、企業の本社の国籍も勘案して欲しい。	・ 米国の通商法301条に基づく対中国追加関税
10	JEITA	中国産品への追加関税の賦課	・ 米国外に生産拠点がある場合に、輸入品に対する関税が高く設定されてしまったため、生産拠点の見直しを行う必要があった。 第3国での組立であっても主要部材が中国製の場合、中国産品と認定され、追加関税を掛けられるケースもあると認識している。	継続	・ 政治的な問題であるのですが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。 ・ 日系企業が中国より輸入する製品については追加関税除外にしてもらいたい。	
11	JEITA	中国産品への追加関税の賦課	・ 日系企業である弊社の中国製の製品に対して、米国輸入時に通常の輸入関税以外に、追加関税が課せられている。 弊社の米国顧客に対しては中国製から日本製へ切り替えを行うなど対応をしているがコスト圧迫要因となっている。 また、これまでに適用除外が認められても、除外期間は限られており、その復活の検討は一部に限定されている。	変更	・ 日系企業の中国製製品については報復関税の適用外としていただきたい。	・ 米通商法301条 ・ 追加関税第一弾の法令 (参考) https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRN301.pdf
12	時計協	中国産品への追加関税の賦課	・ 米国法上では時計の原産国＝Movementの原産国とみなされるが（時計の組み立てがどこで行われているかにかかわらず）米国税関（CBP）は中国原産のバンドやストラップに1974年通商法第301条関税を適用すると判断して今に至っている。 この特別関税は追加関税であり、中国原産品にのみ適用されるがCBPは	継続	・ 301条特別関税の本対象時計への適用排除。 ※国際貿易裁判所において、301条特別関税の撤廃を求める訴訟が継続	・ 通商法第301条(The special tariff under section 301 of the Trade Act of 1974)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			それらが中国原産で、ムーブメントの原産国以外の国で時計のヘッドに取り付けられている場合、301条関税の対象となる別品目として扱われると裁定しており、バンドの価値のみではあるが追加関税が課せられるため、該当品の時計の輸入価格割高、対象品の識別・報告に要する煩雑な作業が生じている。		中であるが、その判決結果や時期については不明である。	
13	日機輸	中国産品への追加関税の賦課	・中国から米国への輸出品に対し高率の関税をかけられ、関税上昇分を自社で吸収しなくてはならないケースがある。	継続	・日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	・通商法301条
14	日機輸	中国産品への追加関税の賦課	・通商法301条に基づく中国産品への追加関税賦課により、事業競争力が低下、米国現地法人の収益へ影響。 サプライチェーン見直し（仕入先を中国以外の仕入先へ変更）等の対策は工数および調達コストも割増となり容易ではない。	変更	・日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。（制度の終了もしくは、対象品目の絞り込み）	・1974年通商法301条
15	自動部品	米国政権の追加関税政策	・トランプ政権の意向により、関税対象品目・関税率が都度変更になり、先行きが見通しづらい。	新規	・タイムリーな情報提供、OEMへの価格転嫁。	
16	自動部品	米国政権による関税政策	・カナダ、米国、メキシコの関係会社間で構成部品を売買しており、また、設備については日本からの輸入も多いため、米国が相互関税、鉄鋼アルミ関税等を強化したためコスト増となっており、関税負担によりお客様にも迷惑がかかっている。	変更	・従来のUSMCAに沿った関税撤廃と緩和の継続。	・大統領令
17	電機工	米国政権による関税政策	・日本製品についても米国への輸入時にかかる関税率が引き上げられ、競争力が低減することが懸念される。	継続	・日本製品を関税引き上げの対象外としてもらいたい。	・米国の通商法301条に基づく関税措置 ・大統領令に基づく関税措置
18	医機連	米国政権による関税政策	・一律関税による費用増。日本から米国への最終製品の輸出に対する負担増、及び米国内生産における部品調達コストの負担増。 また今後、Section232による個別関税も追加で発動されるリスク。	新規	・国家間交渉による関税率の低減、あるいは廃止。 ・米国内生産増強に対する日本側からの支援・補助。	・国際緊急経済権限法 (IEEPA) ・米国通商拡大法232条 (Section232)
19	医機連	米国政権による関税政策	・トランプ大統領が医療機器に対して掛ける関税により、当社の収益性が悪化している。	継続	・関税撤廃もしくは引き下げに向けた活動を行って欲しい。	
20	医機連	米国政権による関税政策	・お客様が価格転嫁を認めない場合、北米拠点の採算が悪化する。	新規	・関税upの低減。	
21	自工会	米国政府による関税政策	・2025年、米国政府による、自動車・部品への追加関税賦課が実施された。日本からの輸入に関しては、当初掲示された25%から15%に引き下げとなったが、この追加関税がかかる前と比較するとビジネスに非常に大きな影響を与えている。米国政府の政策やルールの安定性が維持されることを希望する。	継続	・米国政府の政策やルールの安定性維持。	
22	日工会	米国政権による関税政策	・2025年から影響ある関税への懸念。2026年も同様に影響あるかどうかを注視する中で、裁判所による相互関税の廃止に関わる別の関税措置発令への懸念。	継続	・タイムリーな情報提供。	・相互関税15% 違憲判決 新たなSection 122発令 Section 232

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
23	日農工	米国政権による関税政策	・米国への鉄鋼アルミ部材について、製品部品への課税50%は変わらず。引き続き注視。	新規	・関税率を元に戻す。	
24	日工会	米国政権による関税政策	・現地追加関税に伴う、現地輸入申告等の遅れ。	継続	・現地輸入者の追加関税に対する理解と事前対応。（おおむね、容易に考えている傾向）	
25	日機輸	米国政権による追加関税賦課	・中国が米国の知的財産権を侵害しているとして、米国政府は、4度の追加関税賦課リストを発動し、特定の中国原産品を輸入する際、第一弾から第三弾までを対象に25%、および、第四弾(リストA)を対象に7.5%の追加関税を賦課（通商法301条、IEEPA）している。 第二次トランプ政権発足後、国際緊急経済権限法の下で、原産国ごとに設定された相互間税（例えば日本の場合、15%）が賦課されている。	変更	・保護貿易につながる追加関税の賦課は是正していただきたい。	・1974年米国通商法301条 ・国際緊急経済権限法 (INTERNATIONAL EMERGENCY ECONOMIC POWERS ACT)
26	日機輸	米国政権による追加関税賦課	・トランプ次期大統領により様々な関税が課せられたが、度々、関税対象や関税率が変更となり、今後の案件に対して、購入先の選定が難しい状況となっている。 ・輸入している材料・部品等には大きな関税負担が発生しており、その関税分の負担を客先と交渉しているが、全ての客先と合意出来ている状況になく、大きな関税負担となるリスクがある。	変更	・関税の安定化(追加関税の回避、USMCAの撤廃回避)。 ・購入側での関税負担の指導/支援(サプライヤーによる負担の回避)。	
27	日機輸	米国政権による追加関税賦課	・米国政府は2025年3月から鉄鋼・アルミ/派生品を対象に25%、6月から50%の追加関税を賦課している。特にアルミ/派生品については詳細な情報（溶解・鋳造国）を提供できない場合、200%を賦課している。8月から銅/派生品を対象に50%の追加関税を賦課している。	新規	・保護貿易につながる追加関税の賦課は是正していただきたい。 ・特にアルミ関係の措置について 溶解国・鋳造国などの追跡調査が非常に難しいため措置を改善いただきたい。	・1962年米国通商拡大法 232条
28	日機輸	米国政権による追加関税賦課	・第301条は、中国からの特定の商品、10%または25%、およびEUからの特定の商品（25%）に追加関税を課している。	継続	・ベトナムはまだ追加されていませんが、引き続き注視しておく必要がある。	
29	自動部品	米国政権による関税政策の不定期な変更	・米国輸入関税が、トランプ大統領の意思によって、不定期に変更される。米国輸入関税が変更されると、関連するグループ法人への影響を、迅速に確認する必要と、生産国を含めた商流の検討を早急に行う必要があり、業務工数が上がっている。	継続		
30	日工会	相互関税及び追加関税に関するルール変更の頻繁・不明確	・米国政府の気分で変更される関税率やルールのせいで価格設定が困難になり対応に時間がかかる。ルールに関しても明確でなく、発送業者経由で質問しても税関から回答がない場合が多い。	新規	・ルールの明確化と税率変更は一定化して欲しい。（年一度ベースなど）	
31	JEITA	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・カナダ、メキシコからの輸入品に追加関税を賦課する事により、メキシコ/カナダの経済悪化に多少なり影響がある。 追加関税を賦課された場合、事業が成り立たなくなる恐れがある。	継続	・政治的な問題であるのでしょうが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。 ・追加関税を賦課しないで欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
32	日機輸	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・2025年2月1日の大統領令により、国際緊急経済権限法（IEEPA：International Emergency Economic Powers Act）を根拠とする中国・メキシコ・カナダ原産品に対する追加課税が決定、中国に対しては2025年2月4日から10%の課税が開始され、メキシコ・カナダに対して3月4日から25%課税開始された。以降、中国に対する税率は頻繁に変更が繰り返された（カナダへの税率引き上げも1回実施）。中国品に対しては301条の追加関税に加えての更なる関税賦課となり、負担が増加。 ・米国、メキシコ、カナダのサプライチェーンは密接に関係しており、追加関税によるコストアップの影響は甚大である。急な課税決定によりサプライチェーンの変更は容易ではなく、客先との交渉にも時間を要することが見込まれ、関税アップ分は一時的には当社が負担せざるを得ず、当期・来期への収益への影響は不可避である。 ・2026年2月20日、米連邦最高裁判所の「IEEPAを根拠に大統領が関税を課すことはできない」との判決をうけ、2月24日をもってすべてのIEEPA追加関税の徴収は停止されたが、すでに支払った関税の還付について言及なく、還付に関する具体的な手続きについて全く不明であることから、各社で異議申立てや訴訟等の対応に多大な工数と費用が発生することを懸念。	変更	・簡易な方法での徴収関税額の早期の全額還付。 ・対応方法に関する明確、かつ十分な情報の展開。	・ International Emergency Economic Powers Act
33	日機輸	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・トランプ大統領は、2月4日からメキシコとカナダに25%、中国に10%の追加関税を課すと発表した。その後、メキシコとカナダへの関税を1カ月間停止し、中国への関税は2月3日に発効した。IEEPAの関税に対する最高裁の異議申し立てが、メキシコ、カナダ、中国への関税にどのような影響を与えるかは不透明だ。また、最高裁がIEEPA法の最初の適用に反対する判決を下した場合、トランプ政権はIEEPAの関税を再作成するために追加の当局を雇う可能性があるとする予想される。	変更	・我々は、メキシコ及びカナダに対する関税の引き上げを行わないよう引き続き強く求める。	・ White House ・ USTR ・ Congress
34	JEITA	IEEPAに基づく相互関税	・米国政府は国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税（通称：トランプ関税）を、2025年2月以降から、立て続けに実施し、多数の日系企業のコスト増や法的論争を通じて大きな影響を及ぼしている。IEEPAに基づく「相互関税」や「フェンタニル関税」により、米国現法は多額の関税支払いを余儀なくされている。 - またIEEPA関税を巡っては、仮に最高裁がIEEPA関税を違法と判断したとしても、これまでに徴収された関税が還付されない可能性などが懸念され、多くの企業が還付などの救済を求めて訴訟を起こしている。 - もし、米最高裁でIEEPAの関税への適用で違憲判決が下されれば、フェンタニル関税や相互関税措置が無効になり、IEEPA追加関税で支払った関税は米国輸入企業に還付されることになるが、還付にかなりの時間がかかると推測される。 - また、これに対しては、トランプ大統領は幾つかのシナリオの中で、IEEPAの代わりに1962年通商拡大法232条、1974年通商法301条、などの他の根拠法で代替しようとする可能性があり、今後も引き続き、米国輸入企業のコスト高が予想される。 - 米国の顧客が支払う輸入製品の関税が上がっており、売価への転嫁により売上に影響が出る懸念がある。	新規	・追加関税を廃止いただきたい。	・ IEEPA

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
35	日機輸	IEEPAに基づく相互関税	・ 十分な根拠確認と制度設計がなされないまま、国際緊急経済権限法（IEEPA：International Emergency Economic Powers Act）が強引に導入され、当初から頻繁な変更により混乱が発生。 － 2025年4月2日の官報掲載後、4月5日から一律10%の課税が開始。個別税率設定税率の適用は4月9日に発動されて即4月10日から一時停止されたため、中国以外は～8月6日迄は10%の課税が続いた。 － 2025年7月31日の大統領令により、8月7日～新たに個別税率が与えられた国を含めて従前の57か国・地域→69か国・地域に新レートにて課税が開始されたが、その大統領令には、日米交渉の合意が未反映であり（①MFN込みの一律15% or ②(MFNが15%を超える產品には）相互関税0%）9月4日、大統領令にて8月7日に遡及して15%の適用と、修正された。 － 米当局が主導する過去へ遡及した制度変更にもかかわらず、そのために発生する過去分の修正手続は輸入者側の責任で対応必要であり修正工数は企業側で負担せざるを得ない。 － 2026年2月20日の米連邦最高裁判所の違法判決をうけ、2月24日をもってすべてのIEEPA追加関税の徴収は停止された。ただしすでに支払った分の関税の還付について一切の言及なく、関税の還付に関しては各社が独自に情報収集や法的手続きを対応することが余儀なくされる。	新規	・ 簡易な方法での徴収関税額の早期の全額還付。 ・ 対応方法に関する明確、かつ十分な情報の展開。	・ International Emergency Economic Powers Act
36	日機輸	IEEPAに基づく相互関税	・ トランプ政権が日本に課す15%のIEEPA世界相互関税は、米国のサプライチェーンやビジネスにとって法外なものだ。政策も不安定で変化しており、常に監視と内部調整が必要だ。	新規	・ ホワイトハウス、USTR、議会に対し、日米貿易関係の重要性を引き続き主張する。	・ White House ・ USTR ・ Congress
37	日機輸	IEEPAに基づく相互関税	・ 米国国際緊急経済権限法（IEEPA：International Emergency Economic Powers Act）に基づき、米国大統領が一方的に発動することが可能な相互関税措置について、以下の懸念が生じている。 － 発動基準・対象範囲・期間などの決定プロセスが不透明で、事前に予測・管理することが極めて困難。 － 対象品目が広範囲に及ぶ可能性があり、サプライチェーン・コスト・納期などに影響し得る。 － 同措置が突発的に発動された場合、取引先からの追加資料提出・原産地確認などの要求が急増し、事務負荷が著しく増大する懸念がある。	新規	・ IEEPAを根拠とする相互関税措置については、企業活動への影響が大きく、予見性も確保できないため、そもそも発動されないよう米国当局へ強く働きかけていただきたい。 ・ また、仮に議論が生じた場合でも、日本企業への過度な負担が生じないよう、事前の協議や透明性確保を求めている。	・ 米国国際緊急経済権限法 (IEEPA)
38	日鉄連	IEEPAに基づく相互関税	・ 国家緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、2025年4月5日（米東部時間午前12:01）、全ての国から輸入され得る全ての品目に対して10%の追加関税（ベースライン）を賦課する。 米国の貿易赤字額が大きい相手国に対しては、2025年4月9日（米東部時間午前12:01以降）、国毎に割り当てられた相互関税（大統領令Annex IIに記載）を賦課。 － 2025年4月9日、貿易相手国が経済安全保障上の懸念に対し適切に対処するよう働きかけてきたことを評価し、中国を除いた主要各国に対する相互関税の賦課を4月10日からの90日間（2025年7月9日米東部時間午前12:01まで）延期する旨、公示。 また、米国に対して報復措置を講じた中国については、相互関税率を84%から125%へ引き上げ。 － 2025年5月10日～11日、スイスにて米中貿易会合を実施。中国に対す	新規		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			る相互関税率を5月14日から34%に戻し、その内24%を90日間停止することとした。一方中国側は、一連の米国からの追加関税措置への対抗措置として125%まで引き上げられた追加関税措置のうち91%分を停止。4月10日から賦課されていた、34%の関税のうち24%分を90日間暫定的に停止。 －2025年7月31日、69の貿易相手国・地域からの輸入品に10～41%の相互関税を課す大統領令に署名。大統領令に含まれていない国からの輸入品には10%の関税を課すとした。また、第三国で積み替えられた輸入品には相互関税に代わり40%の関税が賦課される。2025年8月7日（米東部時間午前12:01以降）より適用。 －2025年9月4日、日米関税合意の大統領令が公示。日本に対する相互関税は合意の結果15%へ引き下げ。自動車・部品についても数量制限が無い形で25%の関税を、MFN税率(2.5%)を含め15%へ引き下げ。			
39	日機輸	IEEPA等に基づく相互関税/通商拡大法232条等の分野別追加関税の急な導入・変更による不確実性	・追加関税が短期間で導入・変更されると、価格転嫁・契約改定・見積/受注・在庫評価・サプライチェーン調整に影響が及び、事業計画の前提が崩れる。 ・適用範囲・税率・除外条件が不明確な局面では、社内オペレーション負荷が増大する。	新規	・制度変更時の事前周知、適用開始までの十分な猶予期間、既契約・船積み済み貨物等への経過措置を要望する。 ・適用対象、税率、除外/救済手続等の明確化・ガイダンスを早期に提示いただきたい。	・IEEPA ・通商拡大法232条等
40	日機輸	IEEPAに基づく国別関税の合法性に関する不確実性	・国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、多岐に渡る関税が課されている。日本とは貿易合意によって低下したが、15%。 近々、米最高裁判所でIEEPA関税が無効と判断された場合、一部の国との既存の貿易合意が維持されるか、また過去に支払った関税が還付されるかなど先行きは不透明。 この不確実性は価格戦略や長期的なサプライチェーン計画の策定をより困難としている。	継続	・最高裁判所の判決後、仮にIEEPA関税が無効となった場合、還付手続きを早期に明示するなど混乱を避ける。	・国際緊急経済権限法（IEEPA）
41	日機輸	IEEPA関税の適法性をめぐる最高裁での係争	・米連邦最高裁判所はトランプ政権が1977年に成立した国際緊急経済権限法（IEEPA）を使って、カナダ、メキシコ、中国に広範な関税を課すことや、世界的な関税相互主義制度によって越権したかどうかを審理している。政府は、IEEPAの下での輸入品の「規制」には関税を設定する権限が含まれていると主張している。しかし下級裁判所は、IEEPAは外国の脅威を制裁するためのものであり、歳入増や貿易赤字への対処を目的としたものではないとして、こうした行為は違法であるとの判断を示した。2026年に予定される最終判決では、貿易政策に関して議会を通さない大統領の権限の限界が示されることになり、世界の貿易情勢に大きな影響を与える可能性がある。 2025年に支払われた関税の払い戻しは、ビジネスに大きな影響を与えるだろう。払い戻しと米国の関税状況の全体的な構造をめぐる不確実性が長期化していることは、企業がナビゲートするのが難しい力学である。	新規		
42	自動部品	IEEPAに基づく相互関税発	・米国にて相互関税発動後、現地輸入申告における誤申告（原産国の誤り、控除がされていない等）分の修正申告、還付がいつ行われるのか不	新規		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		動後の誤申告 分関税還付の 不透明	透明な状況。			
43	日機輸	通商拡大法 232条の関税 免除認可の不 透明・免除措 置の廃止	・2022年4月、日本製鉄鋼製品に対して一定数量までは関税が免除されるTRQ（Tariff Rate Quota）制度が導入されたが、2025年2月10日付の大統領布告10896号により、通商拡大法232条のTRQ制度および国別の特例措置は廃止された。さらに、2025年6月4日には、通商拡大法232条の鉄鋼関税率が日本製も含め50%に上昇。また、米国商務省は現在、対象品目追加申請を運用。年3回の申請受付期間を設け、鉄鋼製品の派生品について関税の対象を拡大する申請を受け付けている。これらの措置で、今後により広範囲の品目が関税対象となり得るといった不確実性が存在。	継続	・関税撤廃。 ・特例措置の再開	・通商拡大法第232条
44	自動部品	通商拡大法 232条の関税 免除認可の不 透明・免除措 置の廃止	・2025年以前、弊社の米国工場は鉄鋼関税の免除申請を行い、免除を受けていた。しかし現在は、すべての免除措置が廃止されており、その結果、弊社に対する関税負担が大幅に増加している。	変更	・免除オプションの運用方針明確化 が望まれる。	・通商法232条
45	日鉄連	鉄鋼製品輸入 に対する通商 拡大法232条 調査	・2017年4月19日、鉄鋼輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について、1962年通商拡大法232条に基づき、商務省が職権で調査を開始。輸入が国家の安全保障を脅かすと商務長官が認定した場合、大統領は90日以内に商務長官の認定に同意するか否か、輸入の調整を行うか否かを決定する。大統領の決定については、決定日から30日以内に理由を付した報告書を議会に提出する。 大統領が輸入の調整を行うと決定した場合、決定日から15日以内に輸入の調整を実施する。 －2018年3月23日、輸入調整措置開始。 －2021年10月31日、米国がEUからの鉄鋼輸入に対して関税割当（TRQ）を導入し、EUは米国に対する報復措置を停止することで合意。また、双方が申し立てたWTO紛争解決手続きを停止することも合意。 －2022年1月1日、EUから輸入される鉄鋼製品に対して年間330万トンの関税割当(TRQ)の運用を開始。 －2022年4月1日、日本から輸入される鉄鋼製品に対して年間125万トンの関税割当(TRQ)の運用を開始。 －2022年6月1日、英国から輸入される鉄鋼製品に対して年間50万トンの関税割当を(TRQ)の運用を開始。	継続		
46	日鉄連	鉄鋼製品輸入 に対する通商 拡大法232条 調査	・2025年2月10日、日本・EU・英国に対する関税割当、カナダ・メキシコ・豪州・ウクライナに対する国別除外、アルゼンチン・ブラジル・韓国に対する数量割当については、2025年3月12日東部時間午前12時01分をもって終了し、これらの国・地域から輸入される鋼材に25%の関税を賦課する旨、官報公示（2025年3月12日以降、追加関税賦課が開始）。鉄鋼二次製品の輸入が増加していることから、2025年3月12日以降、対象品目に追加する。追加対象品目には溶接形鋼、鉄鋼製容器、ドラム缶、ネジ・ボルト、ばね、ウインチ等、合計167品目が新たな対象となった。 －2025年6月23日、すべての国からの鉄鋼製品および鉄鋼派生製品の輸入	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			に対して、関税率50%を賦課。 －2025年8月18日、米商務省が、「鉄鋼・アルミ関税対象品目に関する232条適用プロセスの導入・手続き」に基づき、当初の232条関税措置対象の鉄鋼派生製品に加え、232条措置の対象となる約400品種の鉄鋼派生製品を追加し、約600品種に及ぶ鉄鋼派生製品に関税率50%を賦課。			
47	日鉄連	鉄鋼製品輸入に対する通商拡大法232条調査	・2022年12月9日、通商拡大法232条措置がGATT/WTO協定と不整合であるとする中国、トルコ、ノルウェー、スイスによる提訴について、WTOパネルが米国に対して措置是正を勧告するパネル報告書を公表。 USTRは同日、パネル判断に対して、WTOは、WTO加盟国の幅広い安全保障上の脅威に対抗するための能力を根拠なしに批判する権限はない、米国が自国の重要な安全保障に関する意思決定をWTOパネルに委ねることではない、この紛争手続きの結果として232条措置関税を撤廃するつもりはない旨、声明を発表。 2023年1月30日、米国がWTODSBに対してパネル判断に不服として上級委員会に上訴（ただし、上級委員会の機能停止下にあるため、空上訴状態となる見込み）。	継続		・DS544 ・DS552 ・DS564 ・DS556
48	日工会	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・工作機械の中でもマシニングセンターのみ適用されており、含有量、価格、原産地など計算することの負担が大きい。	新規	・撤廃を希望する。	・通商拡大法232条
49	日機輪	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・2025年度に発令された232条関税（鉄鋼・アルミ）強化などの一連のトランプ関税により、本体・部品の米国向け輸出分のコストが増加。 本体・部品の値上げ、サプライチェーン見直し等の関税対策を進めているが、直近の相互関税無効化や、それを受けての一律10%の追加関税発令など非常に不安定な政策状況が継続しており、流動的な状況に都度対応を迫られる形となっている。	新規	・米国主導での新規関税発令に際しては、既に日本政府が実施しているように関税率引き上げ対象から日本を外すように要請するなどの意見の発信継続願う。	
50	日機輪	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ派生品への追加関税賦課により、事業競争力が低下、米国現地法人の収益へ影響。課税の継続性が不透明でもあり、サプライチェーン見直し等の対策も容易ではない。 ・2025年2月10日の大統領布告により、232条の鉄鋼・アルミ製品の国別適用除外・割当の撤廃、個社の適用除外申請の廃止、下流製品への課税対象の拡大、アルミ製品の税率の引上げ（従来の10%から25%へ）等の実施が決定された。さらに6月3日の大統領布告では税率を25%から50%へ引き上げ、8月19日には適応品目がHS72,73,76 以外の品目（HS84等）にまで大幅に拡大され、今後も品目は拡大の見通し。これらの措置により、関税負担額がさらに拡大し経営を逼迫している。追加関税分をすべて当社で負担することは困難であり客先へ負担の転嫁交渉を順次進めているが、交渉難航のため収益への影響は否めない。 ・なお6月3日の大統領布告により、派生品に対し、鉄・アルミ材部分の価額に50%・それ以外の部分には相互関税率を賦課とされたものの、具体的な計算方法の提示がなかった。「含有価格は鋼材調達に際し、買手が売り手に支払った総価格」との税関ガイダンス（FAQ）を参考に、個	変更	・日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。（制度の終了、対象品目の絞り込み、明確なガイドライン発行と現実的な運用への見直し、税率引下げ）	・1962年通商拡大法232条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			社での計算方法検討・システム導入（含有鉄鋼・アルミ重量等の確認含む）を行っているが、これらに膨大な工数と費用が生じている。これに加え最近では「加工費、表面処理費、人件費などはsteel contentから引いてはならない(non steel contentではない)」という、FAQの内容と異なる米税関BMCEEの非公式ガイドラインを受領、何が正解なのかが分からない中で各社の判断に基づく運用を余儀なくされている。			
51	日農工	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・ Section 232関税の対象品目については、農機本体が新たに対象リストへ追加されたことを2025年8月15日（金）に確認した。当該措置は告知後わずか数日で施行され、2025年8月18日（月）より適用が開始されている。 本来、輸入関税は輸入国側の負担と認識しているが、実務上は取引先との価格調整や関税負担に関する協議が不可避となり、通関実務や価格設定に影響を生じさせている。これらの品目追加および制度運用の変更は、弊社の事業活動に引き続き影響を及ぼしている。	新規	・ 現在のSection 232関税は企業活動に大きな負荷を与えており、その継続は生産計画や価格競争力にも影響を及ぼしている。つきましては、制度全体の早急な見直し、特に適用撤廃に向けた米国への働きかけを強く要望する。	・ JETROビジネス短信 https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/08/25722441b2d2c3ad.html
52	日機輸	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・ アルミニウム・鉄鋼製品に対する追加関税について、不透明で複雑な点が残っている。 －製品仕様や加工工程により対象該当性の判断が難しい －調査や手続に係る負荷が大きい、等	新規	・ 当該関税措置の運行動向について、米国当局の最新情報を踏まえた分かりやすい情報提供や、対象品目の解釈・適用に関する透明性向上を図っていただきたい。	・ 米国通商拡張法232条 (Section 232)
53	日機輸	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・ トランプ政権は、鉄鋼とアルミニウム、自動車と自動車部品、銅、重要鉱物、半導体チップなど特定の製品の輸入が国家安全保障に及ぼす影響について、新たにセクション232の調査を開始した。これらの調査のいくつかは、鉄鋼とアルミニウム、およびその派生製品に対する50%の輸入関税を課す結果となった。これらの調査の重複する性質と広範な製品包含リストは、全体的な関税状況にさらなる複雑さをもたらす。	継続	・ 業界団体、議会の支持者と協力して、Sec. 232関税を導入し、特定の輸入品に対する柔軟性を提唱する。	・ White House ・ USTR ・ Congress
54	日機輸	鉄・アルミ/派生製品の分野別追加関税における製錬・鋳造国情報の申告負担	・ 鉄・アルミ関連部材を外部から購入し製品に組み込む場合、申告に必要な「製錬・鋳造国」等の上流情報を輸入者側で追跡・特定できないケースが多く、確認困難である。 ・ サプライヤーへの追加照会・証憑収集に多大な工数が発生する。	新規	・ 上流情報の入手可能性を踏まえた合理的な申告要件（代替的な証明方法、一定条件下での簡素化等）を設定いただきたい。 ・ 要件・運用の明確化、実務ガイドンスを整備していただきたい。	・ 通商拡大法232条(鉄・アルミ関連措置)等
55	日機輸	自動車・部品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・ 通商拡大法232条に基づく自動車・中型車両およびその部品への追加関税により、事業競争力が低下、米国現地法人の収益へ影響。いずれもUSMCA適合品への緩和措置（当面適用除外）はあるが、課税の継続性が不透明でもあり、またサプライチェーン見直し等の対策も容易ではない。 ・ 発表された自動車部品と中大型車両用部品の対象HSは重複しており、最終アプリケーションを輸入者側で調査、判定したうえで該当する関税対象品の自主申告が必須となる。当社製品は同一製品であっても、用途により自動車部品と中大型車両用部品(あるいは相互関税対象(26/2/24以降は122条関税対象))となりうるため、顧客・アプリケーションごとに申告用関税分類番号の特定作業が必要となり、輸入通関業務にて多大な混乱が生じている。	新規	・ 日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。（制度の終了もしくは、対象品目の絞り込み。現実的な制度設計への見直し）	・ 1962年通商拡大法232条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・自動車部品・中大型車両用部品に対しては、大統領布告により、緩和措置として関税相殺制度が導入された。自動車メーカーが米当局へ申請～許可をうけた金額範囲（上限）内で、サプライヤーへも、関税相殺枠が与えられる制度であるが、申請プロセスの難易度の高さなどの理由から、本格活用に至っていない。 ・自動車・トラックの米国生産・補修用部品の自己申告制度が導入された。HS72,73,76以外、自動車部品232条対象でない、米国生産の自動車・トラック用で、その旨の自己証明書があるものは、「232条鉄・アルミ派生品」ではなく「自動車部品」として申告が可能となる。制度導入の通知から4カ月経過した時点でも詳細ガイダンスが開示されておらず、またその他の追加関税関連の対応に終われ、いまだに制度が活用できていない。			
56	日鉄連	自動車・部品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・2025年4月3日、通商拡大法232条措置に基づき、米国へ輸入される自動車（セダン、SUV、CUV、ミニバン、カーゴバン）および小型トラックに25%の関税が賦課。 －特定の自動車部品（エンジンおよびエンジン部品等）に対する関税は2025年5月3日、東部時間午前12時01分以降に輸入されるもの対して適用。 －2025年4月29日、国内自動車生産の誘因を高め、輸入部品依存を低減させる安全保障上の措置の大統領令に署名。本大統領令を通じ、米国で組み立てられた車両の価値の最大15%相当を輸入部品に対する関税の控除として適用することが可能。部品に対する関税について、自動車メーカーは1年目に米国内で生産する車両の販売価格の約3.75%、2年目は2.5%相当が還付される。その後、同措置は段階的に終了。 －2025年9月17日、232条措置対象製品を追加する新プロセスを導入。年に4回（1月、4月、7月、10月）、産業界から追加要請を受け付け。	新規		
57	日機輸	自動車・部品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・通商拡大法232条による中型・大型車両に対する追加関税。	新規	・免除措置や他の方法での緩和策を実施中。	
58	日鉄連	自動車・部品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・2025年11月1日、通商拡大法232条措置に基づき、中・大型トラック、部品に対して25%の関税が賦課される。また大型トラックの内、HTSUS 8702に分類されるバスには10%の関税が賦課。	新規		
59	日機輸	半導体輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・通商拡大法232条による特定の半導体製品への追加関税。	新規	・免除措置や他の方法での緩和策を実施中。	
60	日機輸	銅製品輸入に対する通商拡大法232条による銅製品に対する追加関税。	・通商拡大法232条による銅製品に対する追加関税。	新規	・免除措置や他の方法での緩和策を実施中。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		大法232条に基づく課税				
61	日機輸	通商法122条に基づく課税	・2026年2月20日の国際緊急経済権限法（IEEPA：International Emergency Economic Powers Act）関税の違法判決を受け、代替となるグローバル一律（一部例外を除く）+10%の追加関税が2月24日から発動された。122条に基づく追加関税の上限は税率が15%まで期間が150日までとされていることから、150日後の新制度への備えが余儀なくされる。 ・日米/米EU等、特定国家間で合意した貿易協の内容（MFN込み15%等）の扱いが122条にも引き継がれるのか不透明であり個社での情報収集を余儀なくされている。相次ぐ関税措置の変更や新規導入などから通関手続きの複雑さや不透明さが増しており、通関担当者の負担が増している。	新規	・日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。（制度の終了もしくは、対象品目の絞り込み）	・1974年通商法122条
62	日機輸	米国第一主義と米中貿易衝突激化の可能性	・トランプの2度目の米国大統領就任で、米中貿易衝突が激化する可能性が高く、さらに相互に高額関税を課し、輸出入のコストが大幅に増加し、正常な輸出入業務に影響を与える可能性がある。	新規	・両方政府の話し合いおよび合意によって高額関税の賦課を回避し、正常な貿易を維持するよう希望する。	・通商法301条-米国 ・米国原産の輸入品に対して、関税賦課に関する国務省関税税則委員会の公告-中国
63	日鉄連	バード修正条項	・2000年10月、アンチダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た税金を、ダンピングまたは補助金提訴を支持した国内業者等に対して分配することを義務づける米国国内法。 ・2003年にWTO協定違反が確定し、2006年に同条項が廃止されたが、経過措置規定により、2007年10月1日以前に通関された製品の輸入から徴収した税については、現在でも分配が続いている。	継続	・WTO協定の遵守（徴収したアンチダンピング税及び相殺関税の分配停止）。	
64	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・（先頭の日付は措置実施決定日、()は直近の措置延長決定日。） ・2014年5月2日、ニッケルメッキ鋼板(2025年3月13日)。2度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2014年11月6日、無方向性電磁鋼板(2020年11月18日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2016年6月22日、冷延鋼板(2022年7月20日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2016年9月12日、熱延鋼板(2022年10月21日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 - ー2021年11月17日、米Steel Dynamicsがアンチダンピング調査対象である熱延鋼板がベトナムで表面処理鋼板として加工(微少変更)され輸入されているとして反迂回調査をDOCに要請。 - ー2021年12月20日、DOCがSteel Dynamicsの要請に対して調査を行わない旨公示。 ・2017年5月5日、厚板(2023年1月10日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2017年6月16日、鉄筋用棒鋼(2023年1月13日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。	継続	・措置撤廃。	
65	日機輸	アンチダンピング措置の濫	・現在、一部のサイズと用途を除き、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管（30.8%）、及び日本製一般配管/圧力配管用並びにラインパイプ用継	継続	・アンチダンピング税の撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用	目無鋼管（Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.07%）に対しアンチダンピング税が課されている。 継目無ラインパイプ鋼管は2005年、2011年、2016年、2022年にSunset Reviewが実施されるも、アンチダンピング税の継続が決定している。なお、大径溶接ラインパイプ鋼管は2007年、2013年、2019年、2024年にもSunset Reviewを実施し、2025年1月3日付の公告によりアンチダンピング税継続が決定された。 この為、当社で取引ができない他、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生しており、米国パイプラインの安全性への影響も懸念される。			
66	日鉄連	アンチダンピング税が長期継続するサンセットレビュー	・現在、アンチダンピング措置が実施されている日本製の鉄鋼製品は以下の通り。 ※先頭の日付は措置実施決定日、()は直近の措置延長決定日。 ・1996年7月2日、クラッド鋼板(2024年3月28日)。5度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・1998年9月15日、ステンレス線材(2022年1月28日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・1999年7月7日、ステンレス薄板(2023年10月2日)、4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2000年6月26日、大径継目無鋼管(2023年6月1日)、4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2000年6月26日、小径継目無鋼管(2023年6月1日)、4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2000年8月28日、ブリキ及びティンフリー・スチール(2024年5月10日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 - ー2001年10月25日、大径溶接ラインパイプ(2025年12月3日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 措置が撤廃されるためにはサンセット見直し調査において、米国の国内産業が関心を表明しない、または被提訴企業がサンセット見直し調査に参加し、ITC投票でシロを勝ち取るしか手段がない。 米国のサンセットレビュー手続きの実態は、関連法規ならびに内規、運用等において、ダンピング防止措置を「原則継続、例外撤廃」するというものであり、5年を過ぎてもアンチダンピング課税措置が失効せず、長期間継続課税されているのが現状である。	変更	・「原則5年撤廃・例外継続」を基本とするWTO AD協定の原則に従った運用の実施。	・WTO AD協定(第11.3条)
67	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	・原産地をムーブメント、ケース、バンド毎に表示することが義務づけられており、その表示方法も詳細に規定されており、時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものである。	継続	・原産地表示は完成品のみに適用し、原産地表示方法は時計の製造者の判断に任せる。	・1930年関税法 ・米国統一関税率表
68	日機輸	原産地表示規則の厳格・煩雑	・USMCA合意締結により、原産地規則厳格化。	継続	・米州域内における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	
69	時計協	原産地表示規則の厳格・煩	(対応) ・2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査において、日本政府は改	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		雑	善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、日本政府は2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOのTPR対米審査において時計の原産地表示規則の簡素化につき改善を求めたが、未だ進展が見られない。			
70	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	(対応) ・「米国ITCの関税率表の簡素化(案)に関する日本政府のコメント」を踏襲。時計に関する原産地表示を完成品とみなす。メーカーの裁量によって表示方法が行われること。	継続		
71	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	(改善) ・原産地表示に変化なし。 －ウオッチガイド（15 CFR Part245, Guide for the Watch Industry）が廃止され、ウオッチケースの金属組成内容を表示する必要がなくなった。 －原産地表示は関税法に定められる表示方法に統一された。 －輸入時計の原産地表示方法として、不滅インクの使用が正式に認められた。（HR, 435 Miscellaneous Trade and Technical Collection Act of 1999）	継続		
72	日機輸	独自の非特惠原産地規則	・非特惠原産地規則が独自（WTOが推奨の関税番号変更基準ではない）で、その解釈が不明確。そのため、自主判定の結果に対し、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTO推奨の関税番号変更基準に変更。	
73	日機輸	2026年のUSMCA見直し	・2021年に発効したUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）は、2026年7月の義務的な共同レビューに近づいている。トランプ政権は、11月に終了したパブリックコメント期間を含む国内協議プロセスを実施した。また、グリア代表は議会に対して、パブリックコメントの一部を詳述し、政権が協定の大幅な変更を求めていることを示す口頭報告を行った。私たちの業界団体を通じて、トランプ政権は三国間協定を終了させ、メキシコとカナダと二国間協定の交渉まで行う可能性があるという。さらに、最低関税の賦課、原産地規則 (ROO) の拡大・強化、労働迅速対応メカニズムの強化、あるいは地域の自由貿易を抑制するための追加的な政策変更を行う可能性がある。	継続	・北米における自由貿易の重要性を強調し、USMCAに関連する米国の雇用数を強調し、USMCAの変更に よって悪影響を受ける海外直接投資を強調し、政策の確実性と安定性を求め、サプライチェーンに影響を与える変更をしないように求めたい。	・USMCA ・White House ・USTR ・Congress
74	自工会	2026年のUSMCA見直し	・USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）は、弊社を含む日系OEMの北米投資を後押しし、米国の製造基盤強化に大きく貢献。米国、メキシコ、カナダの三国間の分業体制により、生産効率を高めつつ、米国の輸出拡大と消費者メリットを実現。USMCAは今年7月に見直しが予定されているが、現行の条件での延長を希望する。	新規	・USMCAの現行条件での延長。	
75	JEITA	「10+2ルール」に基づくB/L NOの事前提示	・海上輸送の際に出航前事前に貨物や輸出者の情報を含む「10+2」と呼ばれる情報提示が必要。必要事項にB/L NOも含まれるが、昨今は船便の遅延・抜港等が相次ぎ、変更も多いため事前にB/L NOを連絡することが困難。	継続	・BL No連絡のタイミングを出航確定後とするなど報告猶予の延長を望む。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
76	時計協	時計に関する特異な表示義務	・ Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsで求められている以下は米国特有の規則であり非関税貿易障害といえる。 (a)腕時計のムーブメントの受け・上板に表示すべき事。 (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (iii)機能する石の数を算用数字でなく英単語で表示。 (b)クロックムーブメントの最も見やすい表面か裏面に表示すべき事。 (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (iii)もしあれば石の数。 (c)腕時計のケース裏蓋の内面か外面に表示すべき事。 (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (d)クロックケースの裏側外面の最も見やすい場所に製造者の国名を表示すべきこと。	継続	・ Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsを廃止し、削除して欲しい。	・ Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF ・ Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements
77	日機輸	半導体露光装置輸入時のFDA審査遅延	・ 半導体露光装置は、輸送時に厳密な温湿度管理が必須であり、装置が現地空港に到着後、速やかに温調車に搭載し、客先に輸送を行っている。米国では半導体露光装置を輸入する際、到着した現地空港にて米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）審査の実施が義務付けられおり、FDA承認無しには装置を空港から輸送することができない。このFDA審査の所要時間が予測不可であることから、客先への輸送日程並びに搬入作業日程に支障を来し、搬入作業日程変更に伴い専門業者の再手配が必要となる可能性がある。 ※現地法人のロジスティクス部門によるFDA申請プロセスの改善により、直近のFDA承認は結果的には遅滞なく実施されている。進展なし。（2026年1月時点）	継続	・ FDA審査のプロセス改善(事前承認もしくは即日完了)。	
78	日農工	輸入に関するX線検査費用	・ コンテナ輸送時にランダムに行われるX線検査費用（一回当たり4～5,000ドル）負担が大きい。	継続	・ 検査費用の減額。	
79	日機輸	デミニマス(少額免税)ルール見直し/廃止に伴う通関情報要求の増大	・ 米国向け小口出荷において、国際宅配便業者等から、従来不要だったHSコード等の詳細情報提示や関税率判断に必要なデータ整備を求められ、HSコード提示等の社内工数が大幅に増加。	新規	・ 低リスク貨物に対する簡素手続きを維持していただきたい。	・ 19 U.S.C. 1321 (Section 321) 等
80	日鉄連	輸入モニタリング制度登録項目へ「製鋼国」の登録追加	・ 2020年3月30日、米国商務省（DOC）が鉄鋼輸入モニタリング（SIMA）制度の修正案を官報公示した。 ・ 2020年9月11日、米国商務省（DOC）がSIMA制度修正の最終決定を官報公示。修正点は以下の通り。 ①輸入鉄鋼製品の製造に使用される鉄がどの国で製鋼 (melted and poured) されたのか特定することを申請者に新たに求める。 ②232条措置対象品種を網羅するよう、SIMAの対象品種を拡大する。 ③SIMA制度を無期限で延長する。 ④低額ライセンスの付与を\$250から\$5,000に拡大。低額ライセンスの使用により、一回の申請で複数回の輸入に対応可能となる。	継続	・ 規則の明確化。 ・ 通関時書類提出の求め取り下げ。	・ Sections 201 and 203 of the 1974 Trade Act, as amended (19 U.S.C. 2251 and 2253), Presidential Proclamation 7529

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			①の「製鋼国の追記」について、通関時にミルシートに製鋼国の記載がないと止められる懸念があったものの、現在メーカー各社が必要に応じてサイドレターで対応しており、支障等は生じていない。 ただし、本来SIMA制度と税関の申告は別個の制度である。今回の改正はSIMAの改正であり、本来税関への申告事項に関しては従来通り製鋼場所の記入を要求されないため、今後の対応については要検討。			
81	時計協	電池規制による輸出作業の煩雑化	・ 2024年3月に施行された電池規制（Reese's Law）のラベル規制によりクォーツとそれ以外とで以下作業が生じており煩雑化している。 －出荷書類を分ける必要がある －パッキングを分ける必要がある（クォーツにはラベル貼付も必要）	新規	・ ラベル規制の撤廃若しくは簡素化。	・ Button Cell and Coin Battery Business Guidance https://www.cpsc.gov/Business-Manufacturing/Business-Education/Business-Guidance/Button-Cell-and-Coin-Battery
82	自動部品	輸出入規制の厳格化	・ 米国の輸入品に対する基準（対ロシア、中国からの輸入品 (Teir 2, 3, 4を含む)）が日本の基準より厳しくなっており、管理工数と規制対象製品が増加している。	継続	・ 対ロシア、中国からの輸入規制に対する国際的な協調をとって頂きたい。 (特にForced Laborを使った製品の規制等)	
83	日化協	触媒の国際輸出管理レジームの観点での輸出不可判断	・ 米国のサプライヤーにてフェロセン骨格を有するパラジウム触媒を製造・販売されており、当協会会員会社にとってサプライヤー候補となる。しかしながら本原料を担当する国内の商社から、本原料を米国から輸出する際に国際輸出管理レジームの米国国内法に沿って輸出申請の手続きを行う必要があるが、過去実績として輸出不可の判断となっており、実質的に日本に輸入できない、との情報を入手した。（日本においては規制貨物に該当する。）こうした状況のため、同社はこの米国サプライヤーからの原料購入の具体的な検討を進められない状況が続いている。	継続	・ どのような理由で輸出不可となっているのか、さらにどのような対応を取れば輸出可能となるのかを、関係当局には明示いただきたく思う。	・ 米国国内法のどれに該当するかは把握できていない。
84	医機連	AIM法に基づくTTRFによるHFC冷媒を使用した機器の輸入禁止	・ 米国環境保護庁（EPA）は、2023年10月24日に米国イノベーション・製造法（AIM法：American Innovation and Manufacturing Act）に基づく「Technology Transitions Final Rule（TTFR）」という新規制を公表した。この規制が施行された場合、特定の分野やサブセクターでのHFC（フルオロカーボン）の使用が制限される。当社の製品もこの規制の影響を受けるため、冷媒の代替策などの対応が必要になる。 この規制の主な問題点は、規制施行までの期間が短いことである。規制への適応には時間がかかる一方で、この規制では施行期日が迫っており、施行期日までに対応することは難しい。施行期日までに対応が間に合わなかった場合、HFC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器の販売に多大な影響が出る。 IPRのカテゴリに分類される当社の研究用機器は、通関ベースで2026年1月1日までを目標にHC冷媒への切替えを計画しているが、設計変更⇒NRTL認証取得という流れにおいて日程がかなり厳しい。	継続	・ 規制施行までの期間の延長。 ・ IPRのGWP>300 2026年1月1日から禁止を延期する。	・ AIM法(American Innovation and Manufacturing Act：米国イノベーション・製造法)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
85	医機連	保税輸送・保管容量の不足	・北米(USA)納入品でメキシコ・カナダで生産する場合、保税輸送及び保管キャパが足りない場合がある。	新規		
86	JEITA	アメリカ合衆国移民・関税執行局の取組強化	・アメリカ合衆国移民・関税執行局の取組強化により、一取引先のビジネス縮小影響が大きく、複数の取引先が経営破綻をとってしまった。今後も与信問題には最大注意を払う必要あり。 ービザ保有駐在員の入国、新規ビザ申請手続きなど、手続きは厳格化され（厳格化されることは国の方針なので異議はないが）、必要な時期に必要な人材が手配されないことによるビジネス上のリスクが大きくなっている。	新規	・政治的な問題であるのですが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。	
87	日機輸	物流によるサプライチェーンリスク	・「スエズ・パナマ両運河の問題」に加え、米国東海岸でストライキが実施される可能性や、サプライチェーンを取り巻く環境は不安定な状況が予測される。 ①パナマ運河：少なくとも次回の雨季6月まで運航隻数制限が続く見込み。 ②米国東海岸労使交渉：北米東海岸港湾の労働組合である国際港湾聳者協会の契約が9月末で終了、組合は10月にストライキの可能性を示唆。	継続		
88	日機輸	日米重要鉱物協定(CMA)	・日米重要鉱物協定（CMA）は、議会の承認のない行政協定にすぎないにもかかわらず、トランプ政権下でも有効のままである。トランプ政権には協定から離脱する権限があるが、離脱する兆候はすぐには見られない。	継続	・日米CMAを維持することの重要性について、ホワイトハウスと議会に圧力をかけ続ける。	・ White House ・ USTR ・ Congress
89	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・安定した輸送環境の構築。	
90	医機連	貨物輸送におけるフライト取得難	・貨物輸送のフライトブッキングが困難である。 希望日程は、貨物搬入日の翌々日、通関日の翌日フライトであるが、通関日の1週間以上後のフライトとなる場合がある。	継続	・フライト便数の増加。 ・中国からのEコマース貨物の急増への対策。	
91	日機輸	物流の不安定	・米国東海岸向けは一部航路をパナマ経由に戻す動きが出ているとの情報があるが依然隻数は少なく、船のスペースがタイト。西海岸経由内陸鉄道輸送などで対応。リードタイム、コスト増。南米からの輸入案件はリードタイムが長く納期に影響。	継続	・各船社ごとにCARGO TRACKINGにて情報収集→輸送進捗状況の可視化・統一化されたクラウドなどの紹介、創設。	
92	自動部品	物流の不安定・遅延・コスト増	・国内外の社会問題により断続的に海上輸送のコンテナ確保、通関業務、米国内輸送などのリードタイムが安定せず、安全在庫を多く確保する必要があり、財務状況を圧迫している。また、輸送に掛かるコストも増大する傾向が見られる。	継続	・コンテナ数を増やして欲しい。 ・米国の港湾の働き手を増やして欲しい。 ・米国内鉄道輸送も従来の本数、取り扱いに戻して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
93	日機輸	トラックドライバー不足による輸送費用の高騰、物流遅延	・全米で5万人ものトラックドライバーが不足されるとされる昨今、タイムリーな陸上輸送が困難となりつつあり在庫を低減しにくい一方で倉庫費用も上昇し負担が大きくなりつつある。 さらに、CA州では、2035年までにすべてのトラックをゼロエミッションにしようという目標を掲げており、その一環として現在登録されているトラックの29%（6,000台）が旧式エンジンを積んでいるため2023年1月1日よりLALB港での作業に従事することができなくなった。ドライバーの不足によりトラック費用が高騰し、物流遅延も頻発している。	継続	・ドライバー不足の解消。 ・トラック輸送の代替ルートの整備：閉鎖中の北部方面等のレールを復旧し、貨物ルートを増やす。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	JEITA	輸出管理法令の厳格化・複雑化	・Huaweiに対する米国の輸出制限は、半導体そのもののみならず、センサーも対象に含まれており、半導体事業以外にも影響が出ている。米国原産以外の半導体製造装置等を使用して製造された場合は規制されない可能性のあるEAR99分類の商品の販売に対して影響がある。 EUに拠点を置く競合他社は、米国の原産の装置等がなくても製造できると主張しており、継続して販売をしていると思われる。EL規制の適用が国間で不均一になると、競合他社が同じ規則の対象とならない場合、これらの規則の対象となる企業の製品に悪影響を与える。 Huawei向けライセンスを数年前に申請したが、現在もおペンディングになっており、実際に事業にも影響が出ている。	継続	・輸出制限の範囲を過剰にせず、欧州や日本、グローバルなレベルに合わせていただきたい。	・米国商務省 ・輸出管理改革法(ECRA)とその下位法令の米国輸出管理規則(EAR) ・米国のHuawei Groupへの直接製品規制
2	日機輸	輸出管理規則(EAR)における拡大直接製品規制強化	・2020年8月にEntity List掲載者向けの拡大直接製品規制が強化され、製造設備メーカーに問い合わせが来ているが、 ①問い合わせ元が規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせ内容が適切でない、 ②製造設備メーカーでも規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせに対する回答が適切でない。 このことで、問い合わせ元への回答内容、製造設備メーカーへの問い合わせ内容を理解いただくことに膨大な時間を要し、事業活動に負担がかかっていることを懸念している。	継続	・複雑かつ不明確な規制（やその解釈）を明確にし、「製造設備メーカー」、「製造設備を使用して製品製造するメーカー」とで、其々確認すべき内容についても明確にしていきたい。	・輸出管理規則(EAR)
3	自動部品	50%所有(Affiliates)ルールの急な導入による過大な負担と影響	・2025年一時ルール化され、2026年11月まで1年間延期された、米国商務省産業安全保障局（BIS）エンティティリストの50%ルールについて、50%出資している子会社等をどこまで追えば良いのか、非常に悩ましい。現状は懸念顧客リストと取引先とをエクセルマクロなどでスクリーニングしたり、新規取引時に子会社・親会社・社名変更履歴などを調査しているだけだが、今後はマニュアルでの調査では抜け漏れを生じて法令違反につながり、当局から刑事罰を受けたり制裁対象となる可能性がある。	新規	・管理好事例の展開。 スクリーニングシステムの導入についてグローバルで実績のある先がありましたらご教示いただきたい。	・輸出管理改革法(ECRA : Export Control Reform Act) ・輸出管理規則(EAR : Export Administration Regulations) https://www.bis.gov/regulations/ear
4	日機輸	50%所有(Affiliates)ルールの急な導入による過大な負担と影響	・Entity List等の対象者に関する「50%所有（Affiliates Rule）ルール」の導入（一時停止・延期があっても）による事業影響の大きさ／オペレーション負荷の増大が懸念される。 －Entity List等に掲載された者が直接・間接に（単独又は合算で）50%以上所有する関連会社にも、掲載者と同等の輸出許可要件等が及ぶルール（いわゆる「50%ルール／Affiliates Rule」）の導入により、名称スクリーニングだけでは把握できない「隠れ対象（affiliate）」が増加し、取引	新規	・導入/再適用にあたっては十分な周知期間と移行措置（経過措置）を確保し、既契約・手配済み案件等への配慮（適用猶予/救済）を要望する。 ・所有判定の具体的基準、要求され得る情報の範囲、許容される代替的証憑（宣誓書等）を明確化し、運用	・Expansion of End-User Controls to Cover Affiliates of Certain Listed Entities (Interim Final Rule) 90 FR 47201 ・One Year Suspension of Expansion of End-User

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			判定の難度が上がる。 －1年間の導入延期（停止）がなされたとしても、再適用が急に行われると、取引開始・受注・出荷の都度、取引先の所有構造確認、証憑収集、社内システム/フロー改修（スクリーニング、記録保持、エスカレーション、教育）等の準備が短期間に集中し、オペレーション負荷が極めて大きい。 －所有情報が不透明な取引先（非上場等）の場合、短期間での確認が困難で、出荷/通関の遅延、契約履行リスク、コンプライアンス判断の停滞につながる。		の統一と実務ガイダンスの早期提示を要望する。 ・リスクベースで合理的に対応できる枠組み（過度な一律確認の回避、手続の簡素化、必要に応じた照会窓口整備）を求める。	Controls for Affiliates of Certain Listed Entities 90 FR 50857
5	自動部品	再輸出規制の対応負担	・再輸出規制（EAR）について、日本国内のみならず、弊社の海外事業所での規制対象品目かの確認や、ECCN番号確認にかなりの管理工数を要する。調達品の場合は更に時間が掛かったり、返答がいただけない場合があり、顧客要請やサプライチェーンに支障が出る可能性がある。	継続	・管理好事例の展開。	・輸出管理改革法(ECRA : Export Control Reform Act) ・輸出管理規則(EAR : Export Administration Regulations) https://www.bis.gov/regulations/ear
6	JEITA	高エネルギー密度電池の役務輸出規制	・輸出管理規則（EAR）において、エネルギー密度が350Wh/kg以上の二次電池に対する役務輸出規制があり、海外子会社との情報共有が困難になる懸念がある。	継続	・高エネルギー密度電池の役務の輸出に関して、日本企業の海外子会社への役務輸出の取扱い等、国として統一的な見解を望む。	・EAR, Category 3
7	日工会	米国輸出規制リストによる中国ユーザーとの取引停止	・半導体関連の既存ユーザーが米国輸出規制リストに掲載され、今後のメンテや販売ができなくなってしまった。	新規	・規制を緩和して欲しい。	・Entityリスト ・EARリストなど
8	日機輸	半導体関連の輸出規制	・2022年10月21日施工の半導体、スパコン関連に関する直接製品規制（特に脚注4付 Entity List掲載者向け直接製品新規制）に関し、日本で製造されている半導体の多くは米国製の製造装置/技術に基づき製造されているため、当該半導体が組み込まれた電気製品等（親製品）は本規制の対象となる。 上記Entity List掲載者への親製品の販売については、許可申請や違反時の罰則を受ける者は、親製品メーカーではなく半導体メーカーとなるが、半導体メーカー側では最終的な販売状況の把握/管理等は難しく対応が非常に困難である。	継続	・親製品メーカーに対する一定の責任負担を検討頂きたい。	・直接製品規制(FDPR) §734.9
9	日機輸	米中対立による影響および中国からの対日輸出規制	・米中対立の激化に伴う各種通商法（301条追加関税、IEEPAに基づく一律関税等）の恣意的な運用や、国防権限法（NDAA）、輸出管理改革法（ECRA）による規制対象の絶え間ない拡大により、関税コストの不透明な急増やサプライチェーンからの特定国排除を余儀なくされている。また、機微技術（AI、半導体、新興技術等）を巡る輸出管理手続きの極端な厳格化に加え、近年では中国側による対日輸出管理強化（デュアルユース品の輸出禁止措置等）という新たなリスクも顕在化している。	継続	・これら双方からの規制強化は、米国で活動する日本企業の収益性を圧迫するのみならず、グローバルな生産体制や技術開発の予見可能性を著しく低下させており、政府による予見可能性の確保に向けた働きかけていただきたい。 ・同時に、日本企業として米国で円滑に事業を運営できるように、関連	・左記の通り

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					する法規制に関する情報をタイムリーに提供いただきたい。	
10	日機輸	米国国防権限法による技術、投資規制	・2018年8月に、米国国防権限法2019（輸出改革法（ECRA）等）が制定され、現在、商務省を中心に「エマージング技術」等の特定を進めているが、その技術について、安全保障上の「機微性」を広く解釈することにより、 ①新たなEAR対象品目・技術の必要以上の増加や、②日系企業による米国投資に際してのCFIUSの審査対象拡大や審査長期化などが想定される。 技術や投資が過度に規制されることにより、技術開発や事業活動に負荷がかかること、ひいては企業競争力にも影響が及ぶことを懸念している。	継続	・（貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト） 今後は、左記規制動向も含め、米国当局の動きに目を配っていただき、米国で事業を展開する日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・国防権限法2019
11	日機輸	米国国防権限法による技術、投資、調達規制	・2022年12月に成立した米国国防権限法2023では、米国連邦政府機関が2027年12月23日以降中国半導体メーカー3社が設計、製造、又は提供する半導体、半導体製品、その半導体製品を組み込んだ製品、又はそれらの製品を利用したサービスを調達することを禁止している。 エンドが米国向けの半導体を組み込んだ製品全般で、サプライチェーン全体をさかのぼっての調査や、特定メーカーの半導体が含まれていないことの誓約を要請されるなど、対応負荷のかかる要請が頻発することが懸念される。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、サプライチェーンの調査やサプライヤーとの契約、中国でのレピュテーションリスク対策に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・国防権限法2023
12	日機輸	米国国防権限法による技術、投資、調達規制	・国防権限法2023について： －2022年12月12日「2023年度版国防権限法」成立。 －中国メーカー3社の半導体を使用した製品、サービスの米国政府調達禁止。 －2027年12月23日施行予定。 －同法施行のための細則が2025年12月23日までに公表される予定。 指定中国メーカー3社について、関連子会社を含めた企業、半導体のファウンダリ、パッケージング処理を含めた使用まで対象となっており、対象であるかないかを調査するのに非常に負荷がかかる。 本5949条について、2025年末に公表される予定であった細則が出てこなかった、対象部品調査、部品変更は時間を要するため、このまま施行という理解でよいか確認を取りたい。	変更	・規制の緩和を希望する。 例えば、対象3社の製品、サービスを利用することだけに留めて頂きたい。	・国防権限法2023 第5949条
13	日機輸	米国国防権限法による技術、投資、調達規制	・2023年12月に成立した米国国防権限法2023では、国防総省が「米国で活動している中国軍企業リスト」掲載企業から、物品、技術、又はサービスを調達する契約を締結、更新又は延長すること(禁止施行日：2026年6月30日)、また、中国軍企業又はその支配下にある企業が生産又は開発した物品又はサービスを含む物品又はサービスを調達する契約を締結、更新又は延長すること(禁止施行日：2027年6月30日)を禁止している。 「中国軍企業又はその支配下にある企業」の範囲が広範にわたるため、エンドが米国国防総省と紐づく取引先との取引において、サプライチェーン全体をさかのぼっての調査や、特定メーカーの製品・サービスが含まれていないことの誓約を要請されるなど、対応負荷のかかる要請が頻発することが懸念される。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、サプライチェーンの調査やサプライヤーとの契約、中国でのレピュテーションリスク対策に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・国防権限法2024

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	借入金に関する規制	・米国内国法人における、外国関係会社からの借入金が資本とみなされ、借入金にかかる支払い利息の損金算入が否認される。また、一定規模の企業グループ内の借入に関する「適宜文書化」の義務が、借入認定のために新たに要求される。	継続	・税制を緩和、または撤廃していただきたい。	・内国歳入法IRC385条
2	日化協	州毎に異なる法律、税制確認のための高額なコンサルタント費用	・海外事業を展開する際、法律や国際税務に関わるコンサルタントの費用が高額である。特に米国では州毎に異なるため、制度変更がある場合だけでなく、新しいビジネススキームや事業地域が異なる度毎に各地域専門のコンサルタントへの費用が必要となっている。	新規	・最新制度を無償（もしくは低コスト）で相談できるサービスを提供して欲しい。	
3	日機輸	リース用資産の税務上の償却費を課税対象とするBEAT税制	・2019年12月にBEAT税制（税源浸食濫用防止税：Base Erosion and Anti-Abuse Tax）に関する規則が最終化され、複写機のリース用資産にかかる税務上の償却費がBEAT税制対象となることが明確化された。	継続	・ハードウェアのリース事業は、実業であるにも拘わらず、リース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の対象になることにより、事業運営に影響を与えている。このことは税源浸食行為を防止するという本来の目的から逸脱するものと考えられるためリース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の除外対象である税務上の売上原価に含まれるようにしていただきたい。	・内国歳入法第59A条
4	日機輸	国外関連者への支払いに対する過度な税負担	・米国税制改正法では、BEAT（Base Erosion and Anti-Abuse Tax＝税源浸食・租税回避防止税）が導入され、米国法人の国外関連者への一定の支払いについて、課税所得計算から控除せず調整課税所得を算出し、BEAT税率を乗じたミニマム・タックスを支払うことが必要となる。BEAT税額の計算において外国税額控除の適用の効果が得られず、ロイヤルティ等の支払額が合理的なものであっても、ミニマム・タックス分は二重課税が生じる場合がある。	継続	・事業実態のある取引に対してBEATが適用されてしまい、事業に制約が課されないよう、制度そのものを撤廃していただきたい。または、BEATの判定において外国税額控除を全額利用できるようにするか、BEAT対象の支払について、米国と比較して高税率の国に対する支払の場合はBEATの調整課税所得から除くという例外(High Tax Exception)を認めていただきたい。	・米国連邦税法Section 59A US federal tax law Section 59A
5	日機輸	OBBBA法に関する不安定要素	・米国新税制One Big Beautiful Bill Act（OBBBA法：1つの大きく美しい法案）下での100%ボーナス償却の復活等は設備投資を後押しする一方、「米国内で生産する企業には15%」「それ以外は21%」といった、個別企業の投資状況に応じた税率の差別化が議論されている。生産拠点や投資規模に応じた法人税率の差別化や政治的意図に基づく優遇措置の改変が懸念される。	新規	・予見可能かつ公平な税制維持に向け、日本政府からの働きかけをいただきたい。（具体的な内容を以下に記載する） 1.無差別待遇の確保 日米租税条約の無差別条項の趣旨を踏まえ、米国に所在する日本企業が実質的に不利な税務取扱いを受けないよう、制度運用の公平性と透明性の確保について米国側と継続的に協議していただきたい。また、解釈上	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					の問題が生じた場合には、相互協議手続（MAP）の適切な活用を促していただきたい。 2.国内製造要件への配慮 税額控除等における国内製造要件について、日米サプライチェーンの実態を踏まえ、日本からの設備・部材調達が不利とならないよう、同盟国への配慮を米国側に働きかけていただきたい。 3.投資予見性と経過措置の確保 税制変更に際しては、企業の投資予見性確保の観点から、十分な事前周知と適切な経過措置を確保するよう、政府間対話を通じて働きかけていただきたい。	
6	JEITA	OBBBA法のPFE製品の税額控除適用制限	・米国政府は、2025年7月4日に可決したOne Big Beautiful Bill Actにおいて、補助金を制限するためのPFE（Prohibited Foreign Entities、禁止外国事業体）を指定。 PFEは、米国の安保観点で指定する特定外国事業体や同事業体が影響力を持つ外国影響事業体を指す。 米国の製品購入者は、PFEやPFEから「重要な支援」を受けるサプライヤから購入する場合、PFE制限適用により政府補助金を受ける資格を失うこととなる。制限対象範囲が広く、「重要な支援」の範囲が複雑なため、詳細を理解するのが非常に困難。	新規	・ PFE製品に対する制限を廃止いただきたい。 ・ 制限対象となる範囲を明確化していただきたい。	・ One Big Beautiful Bill Act
7	日機輸	インフレ削減法(IRA)による税額控除要件の厳格化	・ 共和党議員は「One Big Beautiful Bill Act」を可決し、税制を大幅に変更したほか、30D（EV税額控除）消費者向けEV税額控除を廃止したインフレ削減法（IRA）の税額控除の多くを廃止した。重要なのは、45Xの先進的製造業税額控除は存続したが、この税額控除の請求に新たに外国懸念団体（FEOC：Foreign Enttiy of Concern）による制限が設けられたことだ。FEOCの制限は追加の行政指導を必要とし、適用範囲が狭ければ問題となる可能性がある。	新規	・ 45Xの改革と廃止に反対するために議会と協力し、議会の同盟国と協力して、控えめな改革を提案する。	・ Congress ・ Treasury Department
8	日機輸	インフレ削減法(IRA)による税額控除要件の厳格化	・ 「1つの大きく美しい法案」（OBBBA：One Big Beautiful Bill Act）成立後、45Xの優遇税制資格が見直しとなったもようで、蓄電池関連の事業者などから、サプライチェーンに対する調査の実施や証明書の発行を依頼されるケースがある。サプライチェーンに"Prohibited Foreign Entity"が含まれていないことを要求されるなど、対象が広範にわたる他、取引先によって求めてくる内容が異なっており、対応に苦慮している。	新規	・ 受領資格の明確化と、サプライヤーに過度に負担を強いることのない承認手続き。	・ One Big Beautiful Bill Act ・ インフレ削減法(IRA) 45X
9	日機輸	法人による慈善寄付金控除の控除適用最低額	・ 現行法は法人の慈善寄付金控除の上限を課税所得の10%としているが、「1つの大きく美しい法案」（OBBBA：One Big Beautiful Bill Act）により調整課税所得の1%が控除適用最低額として定められ、一定額以下の慈善寄付金が控除できないこととなった。これにより少額の寄付は税務	新規	・ 控除適用最低額(Floor)を撤廃していただきたい。	・ IRC section 170

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			上メリットがなくなり、慈善寄付のインセンティブを低下させる可能性がある。			
6. 雇用						
1	自動部品	人件費高騰、人材確保の困難	・人件費の高騰について： ①労働者賃金の上昇率が高すぎるため、従業員の定着率が上がらず、当社の生産活動に影響を与えている。 ー労働力不足、賃金高騰、高い離職率となっている ②全米自動車労働組合（UAW：United Auto Workers）の契約交渉における賃金・福利厚生向上により、自動車業界・及び製造業の賃金上昇が予測される。賃金上昇圧力は依然として存在しているものの、離職率および採用状況は年を通じて改善した。	変更		
2	自動部品	人件費高騰、人材確保の困難	・米国の流動的な労働環境において、製造現場でスキルを有した人材の流出に対して、技術力がマッチした労働者の補充が難しい。また、労働書確保のために定期的にベースアップを行う必要があり、売価転嫁交渉が難しいケースもあり、収支状況を悪化させる要因となっている。	継続	・労働人口の大幅改善を期待するが、それに合わせたインフラ改善も同時並行が必要となる。 ・また、全米平均を大きく上回る高い賃金で労働力確保を行っている大企業への規制強化、更には移民受け入れ等を加速していることは理解するが、補助金制度の更なる充実と言語問題・技術研修等のインセンティブ充実も要求したい。	
3	日機輸	人件費高騰、人材確保の困難	・人員の採用が困難。オペレータ、エンジニアともに人員不足感があり、品質問題や生産改善に手が回っていない。	継続	・労働市場の改善。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	滞在許可(I-94)有効期限・更新手続きの煩雑	・Eビザで入国した場合、2年間の滞在許可（I-94）が与えられるが、2年以上、米国から出国する必要がないことも多い。その場合、一度出国するか移民局で滞在延長の申請を行わなければならない、手間と費用がかかる。	継続	・Eビザで滞在できる期間(I-94)の延長。	
2	自動部品	短期滞在資格の取得手続きの遅延	・改善支援・設備導入支援。トラブル対応支援等を行う際に、ビザ取得が義務付けられており、緊急での対応が難しいときがある。	新規	・短期および緊急での対応が必要な時は、簡易手続きが可能にして欲しい。	
3	日機輸	在日アメリカ省庁機関のビザ問い合わせの未対応	・在日アメリカ大使館、コールセンター、カスタマーサービス等の在日アメリカ省庁機関では、現状、渡航予定者の状況に適したビザ種類、ビザ取得要否、ESTA（Electronic System for Travel Authorization＝電子渡航認証システム）に関する問い合わせへ回答、対応されない。 ビザサービスデスクでは、ビザ面接時に面接対象でない同伴者の事前登録申請に対する対応が一貫していない。	継続	・在日アメリカ省庁機関においても、ビザ種類、ビザ取得要否、ESTAに関する問い合わせに回答、対応いただきたい。 ・ビザサービスデスクにおいても、事前登録者申請に対する対応を一貫していただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	ビザ申請前の米国大使館新予約システムの煩雑・問い合わせ窓口の不在	・パスポート返却の郵送料有料化に伴い、査証申請前のWeb上の面接予約の入力項目に「Ayobas Premium」というパスポートの返却サービス利用に関する入力項目が増えた。 「Ayobas Premium」システムに関して、WEB上での修正が出来ない場合や配送先の不具合など修正依頼をする窓口がない。	継続	・全体的に入力項目が多いなか、重複と思われる項目もあり、入力ミスや工数が軽減するためにも少なくとも重複する項目を統一していただきたい。 ・「Ayobas Premium」システムの窓口を開設していただきたい。WEB上で修正出来ない場合や、配送先の不具合などの修正をして欲しいなど、これらを相談、報告をする場を設けることにより、運用を改善していただきたい。	
5	日機輸	ビザ申請前の米国大使館新予約システムの煩雑・問い合わせ窓口の不在	・ビザ申請する為に米国大使館に出頭をする日時を予約するシステムが2023年10月に変更となり、下記のような問題が発生している。 －入力項目の入力後の途中保存、確認ができない為、非常に使いづらい。 －全体的に入力項目が多い中、重複と思われるところもある。 －連絡先のメールアドレスを入力しているにも関わらず、その返信が届かない。	継続	・入力項目の途中保存、確認ができるようにしていただきたい。 ・入力ミスや工数軽減の為に重複する項目を統一いただきたい。 ・代理店仕様も検討いただきたい。	
6	日鉄連	ビザなし渡航に関する規制強化	・2016年1月21日、ビザ免除プログラム改定・テロリスト渡航防止法が施行。 イラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがあ る渡航者はビザ免除プログラム（ESTA）を利用して渡米することができなくなり、商用B Visaの取得が義務付けられた。日本から子会社への技術支援等の出張が柔軟に行えない等の影響が見込まれる。	継続	・ビジネスでの訪問が明確な場合は例外とする等、柔軟な適応。	・ビザ免除プログラム ・テロリスト渡航防止法
7	日機輸	対米投資企業に対する商務省ビザ	・2025年10月27日の日経新聞の記事でラトニック米商務長官が、対米投資企業に対して商務省がビザを発給する方針を明らかにしました。 現状、当社がアメリカの工場へ設備の立ち上げや米国人の指導を行う場合、就労ビザ（L VISA, E-2 VISA）を取得しなければならず、その準備に数か月を要している。商務省が発給するビザを早期に実現していただくのと同時に、リードタイムを短くする仕組みにしてほしい。	新規	・商務省ビザの早期実現とリードタイムの削減。	
8	日機輸	トランプ政権による非移民ビザのルール変更	・第二次トランプ政権ではHビザの取得費用が高額化するなど、ビザに関するルールが厳格化方向にある。現時点では弊社駐在員に影響は出ていないが、第一次トランプ政権時のようなLビザ発給停止等、より強い措置がとられることを憂慮している。	変更	・トランプ政権の移民政策がL-1、Eビザなどの駐在員を対象とした非移民ビザに及ばないよう働きかけをいただきたい。	
9	日機輸	入国管理規制、ビザ申請手続きの厳格化	・米国ビザ、米国への入国、または米国移民給付を申請する外国人に対するセキュリティ・スクリーニングと審査を強化する大統領令を受け、ビザ発給に要する審査時間の長期化が想定される。（リソース不足やプロジェクト遅延等の事業影響）	継続	・米国政府に対して、予見可能性を高める働きかけを期待する。	・ Executive Order 14161 on Foreign terrorists and other national security and public safety threats, efforts to protect U.S
10	日工会	入国管理規制、ビザ申請	・2025年より入国管理規制が厳しくなり、渡米に対するビザ申請の必要有無および申請にかかる時間軸と現地工事時期とのずれが影響しない	継続	・現地同業他社からの情報提供。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		手続きの厳格化	か。			
11	日機輸	入国審査に要する書類の不統一	・ビザと一緒に携行する書類（I-129S）について、入国審査官によって、提示のみの場合、コピーの提出が求められる場合、原本が必要な場合があり、対応にばらつきがある。 さらに在日米大使館では原本は一部のみのため、原本を回収されては困る。	継続	・入国審査官による書類（I-129S）に対する対応を統一し、公表していただきたい。	
12	日工会	入国審査の煩雑、不明瞭	・これまで日本からの出張者に対するアメリカ側での入国審査で必要とされる書類は、常識の範囲内であったが、ここ数年は、出張の現地受入先より、非常に多くの書類を準備するように求められている。	継続	・アメリカ移民制度は反対ではないが、これまで問題なく入国できていた同一条件下に対する強化は貿易をする上で障害となっているため、少々見直して欲しい。(出張者のリスクが大きすぎる)	
13	日機輸	米国入国を拒否される渡航歴国の追加	・キューバへの渡航歴がある者が突如、アメリカに入国できなくなってしまい、当社でも影響を受けた。世界各国で武力衝突が発生し、米中間で緊張が高まっていることに加え、今回トランプ氏が次期大統領に選出された。更に規制となる渡航歴国の追加があるのではないかと懸念している。	継続	・米国入国ルールของ安定化。	
14	日機輸	ビザ更新手続きに必要な第3国への出国	・ビザ更新手続きの際に第3国へ出国する必要があるが、業務上の問題と子どもの教育に問題が生じる。	継続	・第3国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。 新規ビザ取得は問題なし。更新手続きの際に第3国へ出国する必要があるが、業務上の問題と子どもの教育に問題が生じる。 →問題が生じるのが、出向期間が長い場合のみなので、クローズアップされにくい。	・Eビザの場合は日本に限られている。その他のビザ(Lビザなど)の場合は、例外的に近隣のカナダ、メキシコでも手続きが可能なようだが、基本的には母国で手続きを行うのが原則となっているので、日本への一時帰国が必要
15	日機輸	ビザ更新手続きに必要な第3国への出国	・米国赴任中に査証の期限が迫ると日本に帰国し、在日米国大使館で期限を更新する必要があるため、一時帰国しなければならない。 2024年1月29日からH-1Bビザの更新申請を米国内で行う試験的なプログラムを開始。	継続	・赴任中は米国本国で査証の更新をできるようにしていただきたい。 ・日本における外国人の就労資格の延長に関しても、日本国内の入国管理局で可能となっているため、相互平等を要望する。	
16	日機輸	ビザ新規発給停止、ビザ申請棄却率の上昇、米国入国拒否率の上昇、強制捜査・拘束リスク	・第二次トランプ政権の発足とともに移民政策の厳格化が顕著となっている。第一次政権時もLビザの発給停止を行った実績もあるのに加え、第二次政権時も様々な取り締まりや移民局の予算を削減するなど駐在員にとって大変厳しい状況にある。2025年9月には現代自動車グループの建設作業員数百名規模が不法就労の疑いで逮捕・拘束された。対米投資を行い、合法的に駐在員を働かせている企業に対して現代自動車と同様な強制捜査は避けるべきだと考える。	継続	・正当な理由で申請した就労ビザについては常時安定発給させ、正当なビザを持つ者については安定的に米国に入国させて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
17	日機輸	出生地主義の見直しに伴うリスク	・トランプ大統領はアメリカの出生地主義の見直しを主張しており、現在、アメリカ連邦最高裁が審議している。2026年の8月にもその結果が発表される見通しとなっている。駐在員が家族でアメリカに駐在した場合、お子さんをアメリカで出産するケースも多く発生しているので、駐在員家族にもその影響が出てくる可能性がある。仮に出生地主義が見直された場合、アメリカで生まれた外国人夫婦の子どものビザ取得スキームを早い段階で明らかにしてもらうのと同時に、アメリカでその手続きができるようにしてほしい。	新規	・アメリカの出生地主義が見直された場合の外国人夫婦から生まれた子どものビザ取得スキームの早期公表と簡略化（アメリカ国内で取得できるようにして欲しい）	
18	日機輸	ITIN申請手続きの厳格・煩雑	・2012年6月より個人用納税者番号（ITIN：Individual Taxpayer Identification Number）申請のための本人確認書類が非常に厳しくなった。配偶者が日本に滞在している場合は「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明（ただし、在米日本大使館/総領事館でのみ発行のため、現実的でない）」、米国に滞在している子供の申請には、「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明」が必要となっており、申請者の負担が大きくなっている。	継続	・申請者の労力、及び書類入手のためのコスト増大を防ぐため、ITIN申請必要書類の簡素化をしていただきたい。	・ IRS Newswire ・ IR-2012-62
19	日機輸	外国人転入者の国際運転免許証に関するジュネーヴ条約違反	・カリフォルニア州法では「州内に住居を定めた日から10日以内に州政府の発給した運転免許証を取得しなければならない」と規定されており、国外からの移住者にも適用される。日本及び米国はいずれも「ジュネーヴ条約」に加盟しており、本来、日本の国際運転免許証は赴任者についても有効であるが、カリフォルニア州法では「観光及び商用等の目的で訪米した短期滞在者に対してのみ有効」と解釈され、赴任者に対しても10日以内の運転免許証取得が求められる。日本から新たに米国に赴任する場合、住居の決定、SSN（Social Security Number＝社会保障番号）の取得、免許取得のために必要な期間（筆記試験、実地テスト）等を踏まえると、10日以内に運転免許証を取得することはほぼ不可能である。カリフォルニア州法の解釈によれば、運転免許証が取得できるまで「運転不可」となるが、業務上、赴任者は即自動車の運転が必要なため、法律に則った運用が非常に難しい。	継続	・「日本の国際運転免許証を保有している移住者については、3ヶ月間は日本の免許証での運転を可能とする（3ヶ月以内に州政府の発給した運転免許証を取得する）」等現実的に運転免許取得が可能な日数を期限としていただきたい。	・カリフォルニア州法 ・ジュネーヴ条約
20	日農工	米国と日本の給与所得の乖離	・円は対米ドルで15年前の半分の価値となり、インフレにより物価が高騰している。円ベースで考えると物の値段は約3倍になっているが、アメリカと比較して日本の給与は伸びておらず、日本ベースで給与や手当てを計算している駐在員にとっては、生活が苦しくなった。	新規	・為替および日本の所得向上。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	先行技術の開示義務の負担	・特許出願の特許性について重要な情報（先行技術）を開示する義務に伴う文書（情報開示陳述書(IDS)）提出の負担が出願人にとって非常に大きい。特に対応外国件の特許庁(日本、欧州及びその他の国)において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。	継続	・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み（ドシエシステム）を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要としていただきたい。	・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	自動部品	先行技術の開示義務の負担	・ 特許出願の特許性について重要な情報（先行技術）を開示する義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。 特に対応外国案件の特許庁（日本、欧州及びその他の国）において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。	継続	・ 外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み（ドシエシステム）を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要として頂きたい。	・ 米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)
3	自動部品	発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務の重い業務負担	・ 特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は多大な労力を要する。 また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならない、多大な負担となっている。このような宣誓書の提出は他国主要特許庁では求められていない。	継続	・ 出願要件から除外して頂きたい。	・ 米国特許法115条
4	日機輸	発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務の重い業務負担	・ 特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は多大な労力を要する。また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならない、多大な負担となっている。このような宣誓書の提出は他国主要特許庁では求められていない。	継続	・ 出願要件から除外していただきたい。	・ 米国特許法115条
5	時計協	意匠権取得に係る問題点	・ 表面陰影を要求されるため、基礎出願（日本）の意匠図面を援用することができず、新規事項（ニューマター）とみなされるリスクがある。	継続	・ 表面陰影の要求緩和を希望する。	
6	製薬協	マーチ・イン・ライト行使判断の省庁間ガイダンス枠組み(NIST案)における「価格」考慮の懸念	・ 米国立標準技術研究所（NIST：National Institute of Standards and Technology）は、Bayh-Dole法に基づく March-in Right（介入権）行使の判断に関する省庁間ガイダンス枠組み（Draft Interagency Guidance Framework）をドラフトとして公表し、行使の検討における政策考慮要素として「価格（price）」に言及し得るとの方向性を示している。しかし Bayh-Dole法は、連邦資金研究の成果の商業化・技術移転を促進することを目的とする枠組みであり、価格抑制を主目的として明示的に意図する制度ではない。法の目的・定義・介入権行使根拠等に”Price（価格）”を直接議論する文言はなく（”reasonable terms”といった文言が解釈上の論点と似りうる可能性はある）、価格を一般的に考慮要素へ組み込むことは、(i) 商業化・投資インセンティブの低下、(ii) 基準設定困難による恣意性・不透明化、(iii) 対象特許範囲が限定的で薬価抑制手段としての実効性にも疑義がある、等の観点から強い懸念がある。 ・ ガイダンス枠組みに関するパブコメ募集は2024年2月6日に終了した。GAO決定（B-336146；NISTのGAO宛回答書簡の引用）によれば、コメント終期までに52,000件超の意見が提出され、また（少なくとも）2024年5月時点で最終版（final framework）は未公表である旨が記載されている。さらに、NISTの公式ニュースページは「Updated February 4, 2025」とされるが、同ページは引き続きDraft guidanceとして説明されており、（少なくとも当該ニュースページ上では、2026年1月31日現在）最終版公表に関する案内は確認できない。	継続	・ 価格を March-In Right の行使にあたっての考慮事項に含めることについて抑制的であるべき。 ・ 仮に考慮事項に含めることになったとしても個別の状況に照らして不合理に極めて高価格が設定されたり、当該状況を悪用して意図的に価格が吊り上げられたり（price gouging）するなどのために当該製品の入手が極めて困難な場合に限定されるべきである旨をフレームワークに明記して頂きたい。	・ Bayh-Dole Act（35 U.S.C. §§200-212） ・ Federal Register（2023/12/8, 88 FR 85593） https://www.govinfo.gov/con tent/pkg/FR-2023-12-08/html/2023-26930.htm ・ NIST News（2023/12/7, Updated 2025/2/4） https://www.nist.gov/news-events/news/2023/12/nist-releases-public-comment-draft-guidance-march-rights ・ GAO（2024/5/28, B-336146） https://www.gao.gov/products/b-336146
7	製薬協	“patent tax”構想による知財	・ 2025年7月28日付の報道により、米国商務省（商務長官を含む）において、特許権者に対し「特許の評価額」に連動した年次の追加的負担	新規	・ 現時点で制度の法的根拠を含む詳細が公表されていない上に、特許価	・ （構想段階であり、法令等の詳細は公表されてい

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		投資の予見可能性低下	(例：特許価値の1%～5%)を求める構想が検討されている旨が報じられた(現行の維持年金(maintenance fees)に加えて課され得る趣旨と報じられている)。もっとも、当該構想については、対象範囲、価値評価方法、徴収スキーム、既存手数料体系との関係、法的根拠等の重要事項が(少なくとも公表情報ベースでは)2026年1月31日現在明確ではない。このような価値連動型の年次負担は、長期の研究開発・ライフサイクルを前提に投資・提携判断を行う産業において、知財コストの予見可能性を著しく損ない、イノベーション投資を阻害し得る。		値の客観的算定自体も困難である。このような負担はイノベーション投資を阻害する可能性があり、当該構想(いわゆる“patent tax”)の導入には反対である。現行の予見可能なフラットな手数料体系を維持して頂きたい。	い) 参考：2025年7月28日付 Wall Street Journal；CSIS 記事 https://www.csis.org/analysis/dont-tax-invention-risks-patent-tax
8	製薬協	Bayh-Doleスキームに関する「政府の収益取り分」提案による産学連携の不確実性	・2025年9月10日付の報道で、米国商務長官(Howard Lutnick氏)が、連邦資金に由来する大学特許等のライセンス収益(ロイヤルティ等を含む)／便益について、政府が大きな取り分(報道では半分程度(約50%))を得るべき旨を示したと報じられた。Bayh-Dole Coalitionは同日、当該提案はBayh-Dole法の制度目的(公的資金研究成果の技術移転・商業化の促進)を損ない得る旨を表明している。また2025年8月8日付の報道では、商務省が米国Harvard大学に対して連邦資金由来の特許等に関する情報提出を求めるなど、Bayh-Dole遵守に関するレビューを開始した旨が報じられている。これらの動きは、大学から企業へのライセンス条件や産学連携の予見可能性を低下させ、長期研究開発投資を阻害し得る点で懸念がある。	新規	・Bayh-Dole法は、連邦支援研究の成果の利用・技術移転・商業化を促進することを制度目的としている(35 U.S.C. §200)。大学特許のロイヤルティ等に対する政府取り分の新設・拡大は、ライセンス・商業化のインセンティブを弱め、産学連携・民間投資を阻害し得るため、このような制度・運用変更に関する提案・議論には反対である。現行のBayh-Doleの枠組みを維持し、制度目的(技術移転・社会実装)の達成を推進して頂くことを求める。	・Bayh-Dole Act (35 U.S.C. §§200–212)等 ・37 C.F.R. Part 401 ・Bayh-Dole Coalition声明(2025/9/10) ・AXIOS https://www.axios.com/2025/09/10/howard-lutnick-university-patents-research ・Harvard大学関連報道(Politico 2025/8/8)
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	印刷機械	規格・認証制度の複雑化による対応の困難	・規格・認証制度が複雑で対応が難しい。費用面でも負担が大きい。	継続		
2	自動部品	コネクテッドカー情報通信技術サービス規制の不明確	・2025年1月16日にアメリカ商務省から公布のあった、コネクテッドカーの情報通信技術サービスである車両接続システム・自動運転システム用ソフトウェア・ハードウェアからの、中国・ロシアの関与の締め出し規則について、具体的な規制対象品目の指定や、中国・ロシアの関与をどう調査するのかが明確でない為、まず2027年施行のソフトウェアへの規制について設計・開発部門を中心に混乱する可能性がある。また、当局から法令違反での制裁を受けたり、顧客に迷惑が掛かったり失注するリスクがある。	継続	・米国商務省から、より具体的な規制対象品目の指定や、中国・ロシアの関与をどう調査するのかの確認。	・国際緊急経済権限法(IEEPA：International Emergency Economic Powers Act) https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/16/2025-00592/securing-the-information-and-communications-technology-and-services-supply-chain-connected-vehicles
3	医機連	SNAP規則による安全規格の代替規格未決定	・米国環境保護庁(EPA)が管轄するSNAP規則において、現在、HC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器には安全規格UL471 Supplement SBの適用が義務付けられている。しかし、ULは2024年9月29日をもってUL471はUL60335-2-89に置き換える(UL471は廃止)ことを公表している。これに伴い、EPAは2023年5月24日にSNAP規則の改正ドラフトProposed	継続	・代替規格を早く公表する。 ・代替規格の施行に伴い、十分な移行期間を設定する。 →UL 60335-2-89の評価を完了したため、追加要望なし。	・SNAP規則

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			Rule 26を公表した。この改正ドラフトが施行された場合、一部のカテゴリの機器の適用規格がUL471からUL60335-2-89に置き換わる。当社の一部製品もこの規制改正の影響を受けるため、UL60335-2-89での再評価などの対応が必要になる。 この規制改正の主な問題点は、規制施行までの期間が短いことである。規制への適応には時間がかかる一方で、この規制では施行期日が迫っており、施行期日までに対応することは難しい。施行期日までに対応が間に合わなかった場合、HC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器の販売に多大な影響が出る。			
4	医機連	薬事申請にかかる試験機関評価の不透明・厳格	・薬事申請に必要な生物学的安全性試験を日本のGLP（Good Laboratory Practice：優良試験所基準）施設で実施したものの、当局から「あり得ないデータが検出された」として却下された。インド・中国の一部施設でのデータ改ざん問題を受け、FDAがデータの真正性に警戒を強めている影響と考えられる。理由の詳細を問い合わせても開示されず、ASCA認定施設での再試験のみを推奨された。また、当社製品はASCAプログラムの適用外であるが、限られたASCA施設での再試験を余儀なくされている。 ※「ASCA（「Accreditation Scheme for Conformity Assessment」）認定」は、主に米国食品医薬品局（FDA）が運用する医療機器の適合性評価制度。	新規	・ GLP施設での試験結果を正当に評価して欲しい。 ・ 却下に先立つ照会や、生データを含む追加情報の提出機会を設けて欲しい。	・ FDA：Overview of Device Regulation https://www.fda.gov/medical-devices/device-advice-comprehensive-regulatory-assistance/overview-device-regulation ・ FDA：Fraudulent and Unreliable Laboratory Testing Data in Premarket Submissions https://www.fda.gov/medical-devices/industry-medical-devices/fraudulent-and-unreliable-laboratory-testing-data-premarket-submissions-fda-reminds-medical-device
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	広範な環境規制の強化	・ 環境規制の強化により、以下の問題がある。 －有機フッ素化合物（PFAS）の定義が不明確であり、企業が参照できる化学物質リストが存在せず、調査・対策に都度個別対応が要求される。 －事業（半導体等）がグローバルに展開されており、例えば米国から装置部品を欧州に展開するなど様々な取引が発生する。米国だけでなく、欧州他グローバルに環境規制内容を調査し、各地域に応じた対応が求められる。	継続	・ 米国だけでなく欧州他地域の環境規制情報に関する情報を共有頂きたい。 ・ 自動車、航空、半導体などそれぞれの業界でコンソーシアムを組織し、環境規制への対応を進めている。業界コンソーシアムの状況の注視と情報共有を頂ければ有難い。 ・ 自動車業界や宇宙産業では現在の規制だけでなく将来規制も含め対象となる材料を開示（FMD）しているとのこと。対象材料のデータベースを自動車業界など一部業界だけでなく広く活用できるよう整備を政府機関に依頼頂けると有難い。	・ 半導体関連の環境規制強化

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	電機工	有害物質輸入の報告義務	・米国TSCA PFASデータ報告規則（40CFR Part705）によると 米国内でのPFAS (有機フッ素化合物) の生産・使用状況、曝露、環境および健康への影響などの情報収集し、社会的影響などを考慮した、包括的な規制案を検討するべく、2011年1月1日から2022年12月31日までの期間においてPFASを含む化学と製品の製造および輸入をした米国法人に報告義務が課されているが、調査方法や報告方法において不明確な部分も多く、対応に苦慮している。	継続	・報告業務のガイダンスを明確にして欲しい。	・米国TSCA PFASデータ報告規則(40CFR Part705) (2023年10月11日公布、2023年11月13日施行)
3	日機輸	有害物質規制法(TSCA)の不適切な規制化	・米国環境保護庁（EPA）は2025年9月23日付けで、提案規則「Procedures for Chemical Risk Evaluation Under the Toxic Substances Control Act (TSCA)」を公表し45日間のパブリックコメントを行った。最も大きな変更点の一つはWhole Chemical Approachを見直し、評価範囲内の個々の使用条件（conditions of use）ごとに不合理なリスク（unseasonable risk）があるかどうかの決定をEPAに義務付けることにあり、この点は評価できる。個々の使用条件（conditions of use）については、利害関係者の意見を考慮し、合理的かつ科学的に指定していただきたい。 現在TSCAにおいては第6条に基づく優先10物質の規制化プロセスが始まっているが、このリスク評価の変更の影響で、メチレンクロライドやトリクロロエチレンのように既に1年以上法案公表が遅れているものや、N-メチルピロリドンのように現在も法案が公表されていないものも出てきている。このメチレンクロライドやN-メチルピロリドンのような溶剤として使用される化学物質が成形品に偶発的に残存した場合も、化学物質全体として不合理なリスクがあると判断され規制化された場合、半導体製品などを含めて大きな悪影響が出る恐れがある。	継続	・現行TSCAに則り、不合理なリスクを使用条件別に、合理的かつ科学的に指定していただきたい。 ・特に、成形品への適用については、少なくとも§2605(c)(2)(E)を適切に適用していただきたい。	・EPA Announces Path Forward for TSCA Chemical Risk Evaluations https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-path-forward-tsca-chemical-risk-evaluations ・Procedures for Chemical Risk Evaluation Under the Toxic Substances Control Act (TSCA) https://www.federalregister.gov/documents/2025/09/23/2025-18431/procedures-for-chemical-risk-evaluation-under-the-toxic-substances-control-act-tsca
4	日機輸	化学物質PFASの不適切で広範な規制化	・現在米国においては、有機フッ素化合物（PFAS）規制化の動きが活発である。特に各州における規制が連邦に先行しており、2021年7月にはメイン州においてAn Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollutionが成立し、2024年4月にはその改正法が成立した。また、ミネソタ州およびニューメキシコ州においても2023年5月、2025年4月に包括的なPFAS禁止法が成立した。更に、カリフォルニア州、ワシントン州、バーモント州、コネチカット州、コロラド州、ロードアイランド州などにおいても特定製品へのPFAS禁止法が成立した。その後も各州においてPFAS規制法案が提案されている。 これらに共通した問題点として、規制対象物質がクラス規制されることでCAS登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品が十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が上げられる。また、ニューメキシコ州では、現在PFASを含むほぼ全ての製品に対してラベル表示を義務付ける実施規則が提案されており、産業界への多大な影響が懸念される。 連邦政府の動きとしては、米国環境保護庁（EPA）が2021年10月にPFAS Strategic Roadmap: EPA's Commitments to Action 2021-2024を公表しており、今後このロードマップに沿った規制化が検討されていく模様だが、先行している州法との整合性がとられるのかどうか非常に懸念される。	継続	・連邦政府と州政府には、整合のとれたPFAS規制化を実施していただきたい。 ・その際には、少なくとも、対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行っていただきたい。 ・ニューメキシコ州の実施規則で提案されているほぼ全製品を対象としたPFASラベル表示要求については、成立済みの上位法の趣旨を超える内容であり、削除頂くことが望ましい。	・An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution https://legislature.maine.gov/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP1113&item=1&sn=um=130 ・An Act to Support Manufacturers Whose Products Contain Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances https://legislature.maine.gov/ros/LawsOfMaine/breeze/Law/getDocById/?docId=101620

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			これらの問題点が適切に解決されない場合、産業界の対応が非常に困難となり、規制そのものが有名無実化する恐れもある。			
5	日機輸	化学物質PFASの不適切で広範な規制化	・メイン州で、PFAS(フッ素化合物)の規則が2021年7月15日に公布。数千以上のフッ素化合物を含む物質群であるPFASを一括に対象として、2023年からPFAS含有情報の届出を要求し、その後2030年からPFAS含有製品を禁止するもので、このままでは代替はもとより含有確認さえ困難で、電気電子機器(EEE)事業者にとって順法できない。 少なくとも以下の規制緩和が必要 【EEEの除外】 - ー規制対象PFASの限定 - ー情報提供方法の簡素化 - ー猶予期間（少なくとも4年） 2022年6月から施行規則の策定が本格化。10月14日に公布された2ndドラフトでは、微細な修正がなされたものの、依然PFAS全体が規制対象となっており、産業界への影響は変わらない。また情報提供期限が、申請書を提出した個別企業に6か月延期を与えられたが、対応できる状態ではない。 2023年9月27日にMETI様とメイン州との間で二国間会議を開催し、電機・電子4団体の代表（当社含む）も参加し、メイン州当局にEEE事業者の懸念と改善提案を伝えた。その際の資料の一部はメイン州議会に提出され、12月2日の議会審議に用いられた。 上記以外にニューメキシコ州でもPFAS規制法案審議中。米国各州でPFAS規制拡大の懸念あり。	継続	・電機・電子4団体、及び現地工業会と連携して緩和に向けたロビー活動を実施予定だが、援護いただけると助かる。 ・実行可能な規則にするため、METI様およびJETRO様からメイン州当局へアプローチしていただく予定。 ・METI様とJETRO様のご協力のもと、二国間会議でメイン州当局と直接コミュニケーションを実施できた。今後も継続してロビーを継続予定。	・ No.1503
6	日機輸	難燃剤の含有禁止規則	・ワシントン州のより安全な製品規則で、最初の優先化学物質と優先消費者製品の案が2021年4月に決定されたが、電機電子機器に関わる優先消費者製品『電気電子機器のデバイスケーシング』の優先化学物質として、『有機ハロゲン系難燃剤』および5種の『リン酸系難燃剤』が挙げられている。有機ハロゲン系難燃剤はかなり幅広い設定で、何百以上の難燃剤が該当し、有害ではない物質も規制される。またリン酸系難燃剤は、他国ではまだ電気電子機器への禁止はなされていない。もしこれらの難燃剤は電機電子機器業界ではかなり使用されており、このまま規制されると大きな影響を受けることになる。 また2021年11月には、デバイスケーシング中の有機ハロゲン系難燃剤を規制することが妥当との報告書が公開された。しかしながら当局が実施したリスク評価方法に不備があり、適切なリスク評価を行った上で規制する有機ハロゲン系、およびデバイスケーシングを限定するべき（パブコメで電機・電子4団体、CTAからも意見書提出済み）。 2022年12月にはドラフトが公表され、屋内使用製品は2025年からTVとディスプレイが禁止、それ以外は2026年から禁止。一方屋外使用製品は2024年から情報提供。→製品カテゴリーで異なる禁止日が設定されたものの、依然として全ての有機ハロゲン難燃剤と全ての製品が対象である。2023年2月5日までのパブコメで、電機・電子4団体、CTAから意見提出予定。 2023年11月に正式規則が公布。屋内使用製品は2025年からTVとディスプレイの筐体が禁止、それ以外の製品の筐体は2027年から禁止。一方屋外	継続	・『有機ハロゲン系難燃剤』は、規制対象物質を限定する。 ・『リン酸系難燃剤』は規制しない。 ＜電機・電子4団体意見書の骨子＞ 1.規制対象のHFR（有機ハロゲン難燃剤）を限定すべき ・HFRを一括で規制するのではなく、報告書のTable 3. Organohalogen flame retardants (HFRs) with existing hazard assessmentsに限定するとともに、最低4年の猶予期間を設けることを要望 2. 規制対象のエレキ製品の外筐を限定すべき ・人・環境へのリスク評価を行ったうえで、リスクの大きい製品に限定すべき ・規制対象のEEE筐体をNY州ディスプレイ規則S4630Bに整合（コンシ	・ Safer Product for Washington

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			使用製品は2024年から情報提供。TV・ディスプレイの定義が先行するEUのディスプレイに関するエコデザイン規則と整合されたため、EEE事業者への順法リスクが減ったが、2027年からの全製品禁止に対しては、依然EEE事業者への影響が大きい。 2024年2月9日にMETI様とワシントン州との間で二国間協議を実施。電機・電子4団体も参加し、ワシントン州当局に直接、懸念と提言を伝えた。		ユーマー向けディスプレイに限定)させることも適切	
7	日機輸	プラスチック包装材削減の過度な要求	・米国カリフォルニア州では、プラスチック包装の個数・重量を2027年までに10%、2030年までに20%、2032年までに25%削減する義務付けがある。削減率は2023年比で、その前年に販売した製品の包装材の総重量で計算する。 弊社は2023年以前に既にプラスチック包装材を相当削減しているにも関わらずその実績が考慮されず、厳しい目標が強いられるのが問題。また販売した製品の包装量で計算するため、目標達成のために販売量を制限することになりかねない。	新規	・ 2023年以前に包装を削減している場合は10%、20%、25%の削減率は減免してほしい。 ・ 削減率は販売台数と切り離して計算し、ビジネスを制約しない規制としてほしい。	・ An act to amend Section 41821.5 of, to add Chapter 3 (commencing with Section 42040) to Part 3 of Division 30 of, and to repeal Section 42064 of, the Public Resources Code, relating to solid waste. (SB54)
8	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・ グローバルに循環経済活動の高まりで、包装材等での包装材等での材質表示マーク (or リサイクルマーク) に関わる規制が活発化。各国あるいは米国においては州単体で、独自ルールで運用される場合 (マークが異なる、他国のマークの記載を禁止するなど) が散見されており、結果、個別対応を強いられたり、更新頻度も高くなり、事業負担が高いことはもとより、グローバルに見ても非効率に思われる。	継続	・ 独自ルールは貿易制限的でもあり、循環経済を遂行する上でもグローバルに統一することを政府間でグローバルに協議頂きたい。	・ 各国の包装材等の規制 (材質表示マーク or リサイクルマークに関わる規制)
9	医機連	エチレンオキシドに関する規制強化に伴う対応工数と設備投資の増加	・ EPA (環境保護庁) が医療機器の滅菌に使用するエチレンオキシドの規制を強化したことに伴い、米国人法人における規制対応工数と規制対応に必要な設備投資が増加している。	継続	・ 規制緩和のための活動 (対行政での規制緩和活動、代替滅菌手法の開発・普及など)。	
10	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・ カリフォルニア州リサイクル表示規制法 (SB343) について、以下の問題がある。 ー2021年にカリフォルニアで施行したリサイクル表示規制法 (SB343) は、同州でリサイクル可能とみなされた材料以外の材料で作られた製品・包装等に、リサイクル可能と解される可能性のある文言やマークを表示することを禁止することになっている。 ーリサイクル可能とみなされる可能性のあるマークとして、chasing arrows symbolというマークが含まれているが、他国や他州において表示が要求されているマークがchasing arrows symbolに該当する可能性が高い。 ー特に、アメリカの複数州で、chasing arrows symbolを硬質プラスチックボトル・容器に表示することが必須の要求事項となっているが、これはカリフォルニア州の本要求とコンフリクトしている。アメリカ国内で州ごとに仕向けを分けることは現実的に難しいため、対応に苦慮している。 ーまた、カリフォルニア州でリサイクル可能かどうかは、当局が州内で	継続	・ 米国の他の州や他国・地域で必須の要求となっている表示について、何らかの除外規定や、現実的な代替手段を許容することをお願いしたい。	・ California SB343 “Truth in Labeling for Recyclable Materials”

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			行う材料特性調査レポートに基づいて決定され、レポートに基づいてリサイクル不可能とされた材料については、上記の表示規制が適用される。表示規制が適用されるのは、レポートが正式に発行されてから18ヵ月後となっているが、18ヵ月で在庫も含めてすべての対象品から該当する表示を削除するのは難しい。また、レポートは定期的に更新されるため、表示の可否についても都度変更される可能性があり、事業者の負担が大きい。			
11	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・カリフォルニア州で、製品及び包装に、リサイクル可能と誤認を招くリサイクルシンボルを禁止する規制が採択された。日本のプラマーク、欧州やアジアの規制で表示が義務付けられている多くのリサイクルシンボルの表示が不可能となる。規制は当局がリサイクル可能材のリストを発行してから18ヵ月後（2026年10月4日）に強制となる。 電気電子製品の包装は他地域共通の仕様になっており、これらの包装の表示を全て米国専用のデザインに設計変更することはメーカーにとって大きな負担となる。	継続	・既に設計済の製品及び包装は規制対象外としていただきたい。 ・また、海外の規制で表示が求められているマークは規制対象外し、表示継続可としていただきたい。	・CA州 SB343 An act to amend Sections 17580 and 17580.5 of the Business and Professions Code, and to amend Sections 18015 and 42355.5 of, and to add Section 42355.51 to, the Public Resources Code, relating to environmental advertising.
12	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・2024年ごろから、カリフォルニア当局がリサイクル可能と判断した包装材料材料について、チェイシングアローシンボル等のリサイクル可能と解釈される可能性のあるマークの表示を禁止される。包装材はグローバルで共通化されることが多く、他国向けのチェイシングアローシンボルも禁止になると、米国専用で包装材の設計をする必要があり、コストが大きく跳ね上がるだけでなく、製品の管理が煩雑になるなど、産業界に混乱を招いている。また当局がリサイクル可能材料を公表するのが2024年1月1日頃とされており、その18ヵ月後には本規則を遵守必要のため、対応期間が短すぎる。 2024年1月に、カリフォルニア当局が、各包装材料に対するリサイクル可否の報告書案が公表。同時に実施されたパブコメで、CTAを通して意見提出予定。 2025年4月4日、カリフォルニア州再生資源局（CalRecycle）が『材料特性評価』を公表。 SB343の要求事項「CalEPAが最初に材料特性評価を公表してから18ヵ月後」の日付が確定（2026年10月4日以降、リサイクル不可材料へのリサイクル可能性を示す表示禁止） ※CalEPA（カリフォルニア州環境保護局：California Environmental Protection Agency）	継続	・他国向けチェイシングアローシンボルは表示可能としてほしい。	・カリフォルニア州包装材表示規制SB343
13	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・ニュージャージー州において、2024年1月18日より、州内に販売される硬質プラスチック容器は少なくとも10%のリサイクル材を使用する。今後順次リサイクル材使用率を拡大し、最大 50%まで増加。 先行するカリフォルニア州法よりも硬質プラスチック容器の定義が広く、部品トレイなど、多大な電気電子機器(EEE)包装材が対象となる。そもそもこの規則は、食品容器など不法に廃棄されやすい容器を対象としたものであり、不法投棄のリスクが少ないEEE包装材を対象とするべきではない。	継続	・EEE包装材を対象外としてほしい。 ・少なくともカリフォルニア州法と整合してほしい。	・ニュージャージー州硬質プラスチック容器へのリサイクル材使用規則S2515

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	連邦法と州法との規制内容の不一致	・例えばカリフォルニア州法と米国連邦法で同様の規制に対して要求事項や対象の定義が異なる場合がある。	継続	・ 共通規制にしていきたい。	・ CA州TITLE 20 APPLIANCE EFFICIENCY REGULATIONS / DOE Energy Conservation Standards for Battery Chargers
2	医機連	州による異なる法規制	・ 州によって法律・税制・規制・関税・通関手続きが異なるため、揚げ地の変更が困難な場合がある。	継続	・ 米国州内の法規制統一。	
3	日機輸	契約破棄リスク	・ 関税による費用の増加を理由に、日本の製品が米側から契約破棄される事案が懸念される。政府は、NEXI（日本貿易保険/政府が100%出資）の保険金の対象とすることを明らかにしたが、具体的な保険対象を把握したい。 → 保険金の補償範囲、船積み不可、輸送の遅延・納期遅延に伴う追加費用など、NEXIへ直接確認を検討。	継続		
4	日機輸	製品セキュリティ規制	・ IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	継続	・ 政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めていただきたい。	・ EU CRA ・ EU RED ・ 英国 製品セキュリティおよび通信インフラストラクチャ法規制(PSTI : Product Security and Telecommunications Infrastructure Act)等 ・ 米カリフォルニアSB327 ・ 米オレゴンHR2395 ・ 豪Cyber Security Act 2024等
5	日機輸	Right to Repair法の過度な要求	・ 米国ニューヨーク州、ミネソタ州、カリフォルニア州、オレゴン州、コロラド州、ワシントン州、コネチカット州、テキサス州およびカナダケベック州では電気電子製品の修理に必要なパーツ、ツール、修理説明文書を一般修理業者および消費者に提供することを義務付けている。法文上、ツールやサービスマニュアルの提供において必要な場合はtrade secretについても提供が義務付けられると解釈され得る。 また、提供が義務付けられる修理用ツールによっては、機密情報である設計情報を読み出してしまうものもあり、そのような情報の開示は製造者が大変な不利益を被る。 ・ また、オレゴン州、コロラド州ではparts pairing技術による修理の阻害や他社部品の機能制限を禁止している。しかし、定格電流が大きい製品、ヘッドフォンなどのウェアラブル製品などに使用されるリチウムイオン電池は、互換性のない他社製品を使用すると安全上の懸念がある。よって、一般的に、お客様の安全の観点から、互換性があることをが検知できなかった場合は使用や機能を制限する場合がある。	継続	・ いかなる場合であっても、trade secretの露呈につながるツールや情報は一般修理業者や消費者への提供は不要としてほしい。 ・ 高電流製品やウェアラブル製品で使用者されるリチウムイオン電池など、非互換性電池によりユーザーの安全を損なう恐れのある製品は、安全性確保のためにparts pairing技術を用いた予防的な修理制限が可能であることを明確にしてほしい。	・ ミネソタ州 Digital Fair Repair Act ・ カリフォルニア州 Right to Repair Act ・ オレゴン州 AN ACT Relating to a right to repair consumer electronic equipment ・ コロラド州 An Act concerning a requirement that a manufacturer of digital electronic equipment facilitate the repair of its equipment by providing certain other persons with the resources needed to

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						repair the manufacturer's digital electronic equipment ・ワシントン州 An Act relating to supporting the servicing and right to repair of certain products with digital electronics in a secure and reliable manner to increase access and affordability for Washingtonians, State of Washington, ・コネチカット州 An Act concerning consumer protection and safety, State of Connecticut, ・テキサス州 An Act relating to diagnosis, maintenance, and repair of certain digital electronic equipment, State of Texas ・カナダ ケベック州 An Act to protect consumers from planned obsolescence and to promote the durability, repairability and maintenance of goods, Quebec
6	日機輸	港湾労使交渉の法案の未整備	・港湾労使交渉は鉄道労使交渉とは異なり、議会による介入を認める法案がなく、2022年7月に医療給付問題で暫定合意した後、賃金・自動化を巡り交渉が停滞。現在、港湾は通常通り稼働しているものの、万一のストに備え、東海岸やメキシコ湾岸へ迂回させているケースが多数あり、これに伴い輸送コストも上昇。安定的に輸出入が行えるよう、港湾労使交渉についても法案の整備をお願いしたい。	継続	・連邦政府、州政府による労使交渉の早期妥結後押しするような法案の整備。	
12. 政府調達						
1	日鉄連	政府調達のバイ・アメリカン法による内外差別	・2009年2月、米国再生・再投資法における鉄鋼等のバイ・アメリカン条項が成立。本法に基づいて実施される政府関連公共事業に使用される鉄鋼製品と一般工業品に米国製品の使用を義務付けている。対象となる公共事業には空港、橋梁、運河、ダム、堤防、パイプライン、鉄道、公共輸送システム、道路、トンネル、港湾、栈橋等の建設、改築、維持・修復が含まれている。WTOの政府調達協定（GPA）加盟国は対象とならないため日本鉄鋼業に直接的な不利益は生じていないが、本制度によって米国市場を締め出された中国等GPA非加盟国の鋼材が第三国へ迂回輸出	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			されることが想定されるため、米国以外の市場での健全な貿易環境維持への間接的な悪影響が懸念される。			
2	日鉄連	政府調達のパイ・アメリカン法による内外差別	・ 2017年1月24日、トランプ大統領が「Construction of American Pipelines」という大統領令に署名。商務長官に対して米国内で新規建設、修繕、延長等が行われるパイプラインにおいて米国産材を（国内法）最大限使用する計画を150日以内に大統領に提出することを求めている（2017年8月4日現在、大統領令署名から150日以上が経過しているが、未だ計画が公表されていない）。 鉄鋼製品については、米国内で溶解段階を経て生産されたものが米国産材と定義されており、米国産の半製品を用いて外国で生産されたもの、および外国産の半製品を用いて米国内で生産されたものについては、米国産とならない旨、規定されている。	継続		
3	日鉄連	政府調達のパイ・アメリカン法による内外差別	・ 2017年4月18日、トランプ大統領が「Buy American and Hire American」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対して米国製品購入の最大化に向けた方策を大統領令署名から150日以内に検討することを求めている他、商務省とUSTRに対して自由貿易協定（FTA）やWTO政府調達協定がバイ・アメリカン条項実施の障害になっていないかを150日以内に調査することなどを求めている。	継続		
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	サイバーセキュリティ対策の強化	・ 2025年6月「サイバーセキュリティ施策の再優先化」が発令。米国のサイバー政策を外国脅威・重要インフラ防護に重点化する一方、従来の規制・ガバナンス色の強い施策を整理・縮小。 本大統領令により、連邦政府調達や公共分野におけるサイバーセキュリティ要件が流動化し、顧客要求や準拠基準が不透明性となる点において影響が出る。（特に活用型セキュリティやソフトウェアサプライチェーン対策）	変更	・ 米国の政権・大統領令の変化を前提に、業界団体主導による「規制強化／緩和／重点変更」別の標準対応シナリオ作成の整備。	・ Executive Order on Improving the Nation's Cybersecurity
2	医機連	サイバーセキュリティ対応確認の厳しいFDA審査	・ FDA審査間による過剰な質問事項に対する回答要請。質問の意図不明瞭な場合もあり、回答に苦慮。	継続	・ 照会内容の明確化をお願いしたい。	
14. 人権デューデリジェンスに関する問題						
1	日機輸	人権デューデリジェンスに関する事務負担増加の懸念	・ 強制労働問題の世界的な管理、データ収集と調整。	継続	・ 輸入データを評価し、サプライチェーンのデューデリジェンスを実施し、必要に応じてCBPに報告する進行中のプロジェクト。	
2	日機輸	ウイグル強制労働防止法による製品の輸入規制強化	・ 2021年にウイグル強制労働防止法（UFLPA）が可決されて以来、米国税関・国境警備局（CBP）は、中国からの輸入品が全部または一部ウイグル強制労働によって生産されたとの想定に基づき、輸入品に対する規制を大幅に強化している。強制労働によって生産された商品はこれまでも米国政府による押収の対象となっていたが、UFLPAでは、商品またはその構成部品が新疆ウイグル自治区（XUAR）内で生産されたとされる場	継続	・ 業界と協力して執行の効率化を促進し、中国の反発に直面してCBPに提供された執行ツールを押し戻す。さらに、発表されたCBPの新しい規制権限、対象となるセクター、法的	・ White House ・ Department of Homeland Security ・ (CBP)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			合には、輸入者に強制労働によって製造されていないことを証明する立証責任を課している。トランプ政権下では、今後のUFLPAの執行により、特にEVバッテリーに関連する自動車産業への重点が強化されることが予想される。		能力について内部の利害関係者に通知する。	
3	JEITA	ウイグル強制労働防止法における課題	・2021年12月に米国ウイグル強制労働防止法が成立して、新疆ウイグル自治区産品、及び新疆ウイグル自治区出身の労働者が働いている新疆ウイグル自治区以外の中国企業製造の製品の米国輸入規制が強化され、米国得意先などから遵守要請、調査依頼を頻繁に受けとるようになってきた。 また、米国空港、港で米国税関で差し止められる製品がアルミニウムにも拡張されているニュースも入っているが、 ①Tier 1のサプライヤー以前の原材料までに遡っての調査は不可能に近く、多大な労力と時間がかかる。 ②中国での本格的なサプライチェーンの調査を実施するには、中国政府の対抗措置、不買運動につながる可能性がある。	継続	・疑わしいポリシリコン、アルミニウム等が含まれた製品ということだけで全てを米国港、空港で差し止めるのではなく、de minimisルールの採用をいただきたい。	・ウイグル強制労働防止法
4	日機輸	ウイグル強制労働防止法における課題	・強制労働を企業として許容せず、その撲滅に対し尽力するのは当然ではあるものの、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものでないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入は原則禁止するとされているが、明確な基準の提示がない場合、サプライチェーンの混乱、リソース不足など事業への影響が懸念される。	継続	・透明性のある予見可能な審査基準の制定。 ・審査基準運用に関するガイドライン等の周知。 ・サプライチェーンの透明性向上に向けた施策。	・ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)
5	日機輸	ウイグル強制労働防止法における課題	2021年12月にウイグル強制労働防止法が成立し、新疆ウイグル自治区産品の輸入規制が強化され、米国に製品を納入する顧客などから遵守要請や調査依頼を頻繁に受けるようになっているが、 ①サプライチェーンを原材料レベルまで遡っての調査には膨大な工数がかかる。また、そもそもサプライヤーにサプライチェーン開示を要請しても、拒否されるケースが多く、調査自体が極めて困難。 ②中国での本格的なDDを実施するには、中国政府の対抗措置や中国での不買運動につながるリスクが想定される。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、人権労働コンプライアンスに関するデューデリジェンスの実手法や実施範囲に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・ウイグル強制労働防止法など ・または米国貿易協定法 (Trade Agreement Act)
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	自動部品	コロナ禍以降中部発着の欧米路線の未再開	・新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなる。コロナ禍以降徐々に再開されてきたものの、欧米路線の再開が無く、出張者・駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日農工	物価高騰	・材料費だけでなく、一般的なサービス費も（ロジ関係コスト増＋労働力減少など）上昇、反比例してサービスの質は降下している。	継続	・サービス費の低減。	
2	印刷機械	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、	・紅海航行リスクに伴う海運への影響について、米国東側等で以下の問題がある。 －EU域内等への運行日数の延伸。	継続	・安全な航行の確保。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		輸送の長期化・コスト増	ーコンテナ廻送の延伸。 ースペースの切迫と運賃の高騰。			
3	日機輸	海上輸送の遅延長期化/深刻化	・米国における保護主義の台頭、関税政策などによる経済の分断、その他地域紛争などの影響による航路変更（例：紅海情勢による喜望峰迂回ルート）など、海上輸送を中心としたサプライチェーンにおける不確実性がビジネスの安定性に大きく影響している。	変更	・ビジネスの安定化に向けた継続的な政府間調整、及び日本から欧・米基幹航路の減少によるリードタイム長期化、遅延の常態化を回避するために日本寄港を維持、拡大に向けて、国としてサポートしていただきたい。	
99. その他						
1	日機輸	材料確保の困難	・米国内に社内規格及び品質に適合する仕様の特殊鋼製品要求に対し、弊社のような小口のユーザーに対して対応してもらえず日本等からの輸入に頼っている状態となっている。	新規	・米国内特殊鋼メーカーの育成、技術力向上支援。特殊鋼の現地調達支援。	
2	日機輸	材料確保の困難	・材料（樹脂）不足により、治工具製作納期が長期化している。生産準備に支障がでている（直近の例：ECTコイル）。また、半導体などに代表される電子部品の遅れも顕著であり、設備製造に遅れが増えている。	継続		
3	日機輸	材料費高騰	・材料費、購入品の価格高騰により、損益の悪化。	継続	・インフレ抑制政策の継続。	
4	日工会	犯罪組織に対する掃討作戦実施による治安の悪化	・2026年2月22日に発生したメキシコ国内での犯罪組織と政府との掃討作戦による各地での治安不安定の懸念。現地作業を必要とする地域での安全確保。	新規	・邦人の生命と安全の確保。	
5	日工会	社会不安、国内対立の激化、治安悪化	・在シカゴ日本国総領事館より、下記の注意喚起が2月4日に配信された。 ミネソタ州ミネアポリスにおいて、治安機関等による取締りに対して、恒常的に抗議活動が行われるとともに、全米各地においても、同様の抗議デモ活動が行われ、抗議集団に対して催涙弾が撃たれるなど、治安部隊との衝突も相次いでいます。ICEを含む当地治安機関職員から職務質問を受けるなどした場合には、以下の対応を取るようにすること。 (1) 職務質問を受けた際は、冷静に対応する。職務質問の内容を冷静に聞き、興奮したり、激高したりせず、冷静に落ち着いて対応する。パニックになり、逃走したり、抵抗したり絶対にしないこと。 (2) 身分証（在留資格証）を必ず携帯し、求めに応じて提示する。外出の際は、パスポート（VISA）、グリーンカード等在留資格を示すものを必ず携帯し、治安機関職員に提示を求められた際は、指示にしたがい提示する。 (3) 身分証提示の際は、治安機関職員に身分証の場所を伝え、取り出して良いか確認した上で、取り出す。いきなりポケットやバッグに手をつ込むと、拳銃を取り出そうとしていると誤解され、不測の事態を招く可能性もあるため、必ず「身分証は、バッグの中に入っている。取り出してよいか。」等と事前に確認した上で、職員の了解を得てから取り出すこと。	新規	・各地域の在日本国大使館、総領事館よりリアルタイムの情報の提供と具体的な危険地域の情報を配信。危険地域には近づかないような注意喚起を定期的にして欲しい。 ・トランプ大統領による不法移民取り締まり強化から治安部隊（ICE）の行動範囲が広げられ、強化されている。法を守って正しく生活している民間人への不安を取り除き、安全の確保をお願いしたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(4) 適切な在留資格を有し、冷静に対応すれば、拘束されることはありませんが、万が一、治安機関等に何らかの理由で逮捕・拘禁された場合には、治安機関等に対し、当館又は最寄りの日本国の在外公館（大使館、総領事館、領事事務所）に連絡するよう要請してください。 <参考> 米国で発生した抗議デモ集会の例 －ミネソタ州：最も大規模数万人規模 －オレゴン州：Portlandで発生 －ペンシルバニア州：フィラデルフィアで行進 －ニューヨーク州：マンハッタンで抗議 －イリノイ州：シカゴで数千人規模 *参考資料Google			

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載